第11次

水道水源林管理計画

みんなでつくる豊かな水源の森



第11次 水道水源林管理計画

平成28年度(2016年度)~平成37年度(2025年度)

第11次水道水源林管理計画の策定に当たって

東京都水道局は、森林の持つ水源かん養機能などに着目し、明治34 (1901) 年から110年以上にわたり多摩川上流域の森林を水道水源林として適正に管理しています。多摩川上流域の約5割を占める水道水源林は、明治43 (1910) 年に東京市議会の議決を経て定めた「水源地森林経営案」を始まりとして、おおむね10年毎に計画を策定し管理を行っています。平成27年には、長年にわたるこれらの取組が評価され、公益社団法人日本水道協会の「水道イノベーション賞特別賞」を受賞しました。

このような中、平成26 (2014) 年に「水循環基本法」が制定され、水は水循環の過程において地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たすとともに、国民共有の貴重な財産とされました。また、河川流域の総合的管理のため、国及び地方公共団体は、水の貯留・かん養機能の維持及び向上を図るために森林整備等の施策を行うこととされ、水源地保全の重要性が法的にも位置付けられました。

これらを踏まえ、多摩川上流域の現状を見ると、約半分を占める民有林は、林業不振の影響により手入れの行き届かない森林が増えている状況にあり、水源かん養機能などの低下が懸念されています。

このため、小河内貯水池への影響が懸念される民有林を積極的に購入し水道水源林として整備するとともに、多摩川水源森林隊の活動や企業・大学など多様な主体と連携した取組などにより、水源地にふさわしい森林へ再生していきます。

今後も、将来にわたり安全でおいしい高品質の水を安定して供給するため、水源地保全の取



組について皆さまへより一層情報を発信し、 ご理解とご協力をいただきながら、水のふる さとである多摩川上流域全域の豊かな環境を 守ってまいります。

平成 28(2016)年

東京都水道局長 醍醐 勇司

第11次水道水源林管理計画の策定に当たって

第1早 総 調	
第1節 多摩川上流域の概要	
1 多摩川上流域の現況	1
2 森林の多面的機能と水源林の役割 2	2
3 水源林の現況	3
(1) 人工林の現況	3
(2) 天然林の現況	1
第2節 多摩川上流域の森林を取り巻く現状と主な課題	
1 多摩川上流域の民有林の荒廃 5	ō
2 水源地保全の取組に対する認知度と期待 6	3
3 新たな森林被害の顕在化 7	7
第3節 課題に対する方向性	
1 多摩川上流域の民有林の購入と再生 {	3
2 水源地を通じた社会とのコミュニケーション 🤉	9
3 天然林の適正な管理とクマ被害対策 9	9
第4節 目的及び基本方針	
1 目的10)
2 基本方針10)
3 事業体系	1
4 期 間11	1
第2章 水源林の管理	
第1節 水源林の将来像	
1 人工林の将来像	3
(1) 複層林更新型森林	3
(2) 天然林誘導型森林	3
2 天然林の将来像	1
第2節 水源林の保全管理 (森林保全事業)	
1 森林保全事業の概要	5
2 人工林の健全な育成	3

日	次
_	12

	(1))人工林育成の体系	16
	(2))複層林更新型森林の育成	17
	(3))天然林誘導型森林の育成	20
,	3 3	天然林の適正な管理	21
	(1))広域調査	21
	(2)) 機能回復手法の確立	21
4	4 È	獣害・病虫害対策	23
	(1)) シカ被害対策	23
	(2)) クマ被害対策	25
	(3))病虫害対策	25
!	5 #	森林諸施設の管理	28
	(1))歩道の整備	28
	(2)) 防火線の手入れ	28
	(3))小規模崩壊地の復旧	28
(6 ₹	森林保全事業計画量	29
第3	節	山地災害の予防と復旧(治山事業)	
	1 >	治山事業の概要	30
;	2 =	予防治山事業	31
	(1)) 山地災害の予防	31
	(2))既存治山施設の機能回復	31
,	3 1	复旧治山事業	32
4	4 >	治山事業計画量	32
第4	節	森林管理基盤の整備(基盤整備事業)	
	1 ½	基盤整備事業の概要	33
,	2 1	林道事業	34
	(1))開 設	34
	(2))改 良	34
	(3))補 修	35
	(4))維持管理	35
,	3 È	単軌道事業	36
	(1))新 設	36

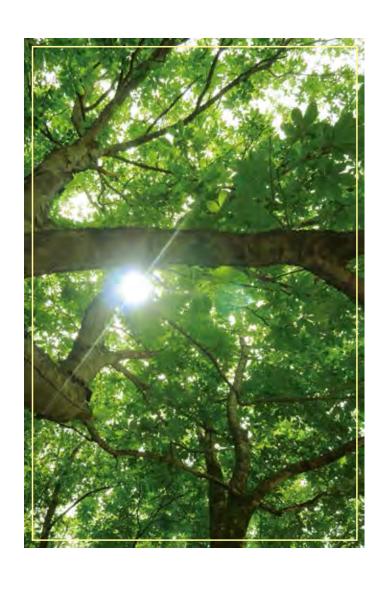
(2) 維持管理
4 基盤整備事業計画量
第3章 民有林の再生
第1節 民有林の再生の概要 39
第2節 民有林の購入
第3節 購入した森林の整備 39
第4節 ボランティアによる民有林の再生(多摩川水源森林隊)
1 多摩川水源森林隊の概要 40
2 森林保全活動41
第4章 水源地を通じた社会とのコミュニケーション(水源の森コミュニケーション
第1節 水源の森コミュニケーションの背景43
第2節 水源の森コミュニケーションの概要44
第3節 水源地来訪者や国内外の方々とのコミュニケーション
1 水源地来訪者への広報の充実 45
2 国内外に向けた水源林のPR46
第4節 都民、企業・各種団体及び教育機関とのコミュニケーション
1 企業・大学等と連携した森づくり 48
2 環境学習への支援 48
3 水源林をフィールドとした調査研究 49
第5節 ボランティアや地域社会とのコミュニケーション
1 ボランティアと連携した森づくり(多摩川水源森林隊)… 50
2 地域社会と連携した水源地のPR 50
第5章 環境保全への貢献
第1節 森林に求められる役割 51
第2節 環境保全への貢献に向けた取組の概要 51
第3節 地球温暖化緩和への取組
1 水源林の保全管理
2 木材の有効活用
第4節 多摩川上流域における環境対策
1 水源地清掃活動 56
2 不法投棄の防止

コラム一覧

	コノム一見
第2章	
1	~ ササの一斉開花と枯死 ~ 22
2	~ シカ被害の現状と対策 ~ 24
3	~ 病虫害から水源林を守る対策~ 26
4	~ 新たな病虫害への備え~ 27
(5)	~ 単軌道を活用した森林の管理 ~ 37
第4章	
6	~ 水源林ふれあいウォーク ~ 47
7	~ 多摩川水系上下流交流会 ~ 50
第5章	
8	~ 生物多様性の保全 ~ 54
9	~ 持続可能な森林管理 ~ 55
10	~ 環境配慮型トイレの整備 ~ 57

資	米	斗 糸	扁	
	1	水源	原林の沿革	59
	2	水源	原林管理(経営)計画の変遷(60
	3	人口	E林・天然林の現況	
	ā	長1	森林資源総括表	31
	ā	長2	市町村別・樹種別蓄積表	62
	쿰	₹3	齢級階別・樹種別面積総括表 (人工林) (63
	쿰	長4	齢級階別・樹種別面積表(複層林更新型森林)… 6	34
	ā	長5	齢級階別・樹種別面積表 (天然林誘導型森林)… (35
	4 保育		の標準	
	쿰	₹6	保育実行標準表	66
	5 森林		の取扱いの各種規制	
	쿰	長7	規制内容	37
	쿰	₹8	規制対象面積表	86
	6 森林		諸施設	
	ā	長9	歩道現況表	69
	쿰	長10	防火線現況表	69
	7	森林	管理基盤の現況	
	ā	長11	管理林道現況表	70
	Ę	₹1 2	森林管理单軌道現況表	71





第 章 総 論

第1節 多摩川上流域の概要



第1節 多摩川上流域の概要

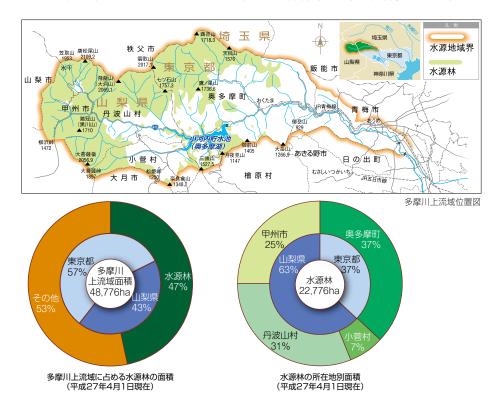
1 多摩川上流域の現況

玉川上水の取水口として1653年に設置された羽村取水堰から上流の多摩川流域(以下「多摩川上流域」という。)は、東京都羽村市、青梅市、西多摩郡奥多摩町、山梨県北都留郡小菅村、同郡丹波山村及び甲州市にまたがっています。

総面積は、48,766haで約9割を森林が占め、標高の低い山麓部や集落地帯には、人の手により植えられたスギ、ヒノキなどの針葉樹林やケヤキ、クリ、ナラ類などの広葉樹林が広がっています。一方、標高の高い源流地帯には、モミやコメツガなどの針葉樹とシラカバやナナカマドなどの広葉樹から成る針広混交の原生林などが広がっています。

これらの森林のうち約5割が、東京都水道局(以下「水道局」という。)の管理する水道水源林(以下「水源林」という。)です。水源林は、奥多摩町、小菅村、丹波山村及び甲州市に位置(東西約30.9km、南北約19.5km)し、面積は平成27年4月1日現在で22,776haです。

また、ほぼ同面積が、水道局以外の方が所有する森林(以下「民有林」という。)となっています。





2 森林の多面的機能と水源林の役割

森林は、水源かん養機能、土砂流出防止機能及び水質浄化機能を有し、河川に流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、流量を安定化する役割を果たしています。さらに、様々な生物の住みかとなる生物多様性保全機能、二酸化炭素吸収・酸素生産といった地球環境保全機能、行楽場所などとしての保健・レクリエーション機能、環境学習や山岳信仰といった文化機能など、多面的な機能を有しています。

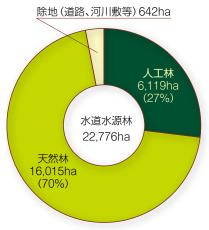
現在、多摩川上流域の森林もこれらの多面的機能を発揮し、多摩川の安定した河川流量の確保や小河内貯水池の保全、生物多様性の保全などに貢献していますが、明治期には一部の森林が荒廃し、下流域の渇水や水質悪化が発生しました。

このような問題に対応するため、当時、皇室が所有していた奥多摩町、丹波山村及び小菅村内の御料林、約8,460haを東京府が譲り受け、水源林の管理が開始されました。その後も、皇室から山梨県に下賜された恩賜県有林の譲り受けや私有林の買収などにより管理面積を増やしながら、水道局が110年以上にわたり緑豊かな水源林を守り育てています。



水源林の現況 3

水源林内の森林は、人の手により苗木を植栽し育成す る「人工林」と、それ以外の「天然林」から構成され、 標高500mから2,100mの間に位置しています。面積は、 人工林が6,119ha、天然林が16,015haで、水源林全体に 占める割合はそれぞれ27%と70%です。そのほか、道路 敷や河川敷といった除地が存在しています。



人工林·天然林面積 (平成26年度末現在)



天 然 林

(1)人工林の現況

人工林は、奥多摩町と甲州市に多く分布しています。

奥多摩町においては、昭和32(1957)年から行われた天然林を人工林に転換する国の 政策(拡大造林政策)を受け人工林への転換が多く行われました。

甲州市においては、明治維新以降、開墾や焼畑など の影響により、明治40年頃にはほとんど木が無い状態 になっていましたが、昭和初期までに積極的に植林を 行いました。

人工林は、主に標高1,000mを超える高いところに 位置することから、寒い環境に適したカラマツとヒノ キを植栽した箇所が多くなっています。

現在、人工林については、十分に成長した樹木(上木)



人工林タイプ別面積 (平成26年度末現在)



第1節 多摩川上流域の概要

の下に、新たな苗木を植栽して世代交代を図っていく複層林更新型森林と、多様な樹齢・ 樹高・樹種で構成される天然林に近い森林を目指す天然林誘導型森林に区分し管理してい ます。複層林更新型森林の面積は2,641ha、天然林誘導型森林の面積は3,478haで、人 工林全体に占める割合はそれぞれ43%と57%となっています。







広葉樹が入り混じった人工林 (天然林誘導型森林)

(2)天然林の現況

天然林には、かつて薪や炭として利用するために伐採を繰り返した薪炭がを中心とする 森林と、手が加わっていないほぼ原生状態の森林があります。前者は集落周辺に広がり、 後者は多摩川本流両岸や各支流の源流域を中心に広がっています。

また、天然林のうち、比較的土壌が厚く堆積している箇所や渓流沿いには、ブナ、ミズナラ、クリ、シオジ、カエデ類の広葉樹を主体とする森林が広がり、まれに、モミ、ウラジロモミ等の針葉樹が混在しています。土壌が薄い岩場や標高の高い地域など、生育条件が悪いところには、ツガ、コメツガ、シラベ、トウヒなどの針葉樹を主体とする森林が広がっています。



広葉樹主体の天然林



針葉樹主体の天然林

第2節 多摩川上流域の森林を取り巻く現状と主な課題

水道局では、間伐や枝打など森林の保育作業、台風や大雨により発生する崩壊地の復旧及び 効率的な森林管理に必要となる林道などの基盤整備に継続的に取り組むことで水源林を良好な 状態に維持してきました。

一方で、民有林の荒廃やニホンジカ(以下「シカ」という。)による被害が人工林だけでな く天然林にも拡大するといった問題が顕在化しています。

また、地球規模の気候変動など環境問題への対策として森林管理に対する社会的な関心や期待が高まっています。このような中、水道局が行ってきた水源地保全の取組については、都民を始めとする多くの方々に対する情報発信が、いまだ不十分な状況にあります。

1 多摩川上流域の民有林の荒廃

民有林の多くは、長期にわたる林業不振の影響などにより手入れが行き届かず水源かん養と いった森林の持つ機能の低下が懸念されています。

水道局では、このような民有林を再生するため、平成14年度からボランティアにより間伐 や枝打を行う多摩川水源森林隊の活動を実施してきました。

また、平成22年度からは、手入れができず所有者が手放す意向のある森林を購入する民有 林購入事業を開始し、平成26年度末までに1,146haの森林を購入しました。購入した森林に ついては、順次、歩道整備や間伐、枝打などの手入れを行っています。

しかし、現在も小河内貯水池の周辺などには手入れの行き届かない森林が多くあり、土砂流 出による貯水池への影響が懸念されています。



荒廃した民有林の現況(小菅村内)



荒廃した民有林の現況(奥多摩町内)



第2節 多摩川上流域の森林を取り巻く現状と主な課題

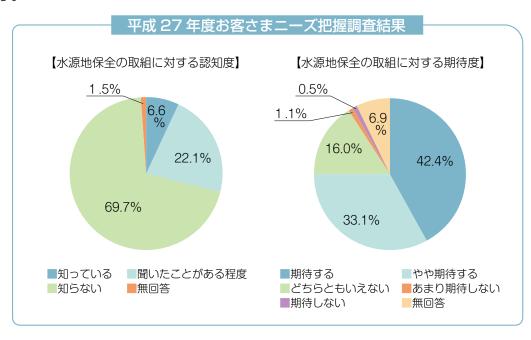
2 水源地保全の取組に対する認知度と期待

かけがえのない森づくりの大変さ・大切さについて多くの方々と共有するため、前計画から水源林内に整備した水源地ふれあいのみちを活用した「水源林ふれあいウォーク」の開催、学校教育との連携及び多摩川水源森林隊の活動といった交流・連携事業に積極的に取り組んできました。

しかし、水道事業に対するお客様の評価や要望を把握するために実施した「平成27年度お客さまニーズ把握調査」において、「荒廃した水源地の民有林を購入し、水源林を適正に管理し、水源地を守り給水の安定性を向上させる取組」に対する認知度は30%程度となりました。

一方、同取組に対する期待度は、75%以上と非常に高いものとなっています。

今後も着実に水源の森づくりを進めていくためには、水道局が行っている水源地保全の取組 や重要性について、より一層多くの方々に理解していただけるよう、積極的な情報発信が必要 です。



論

第2節 多摩川上流域の森林を取り巻く現状と主な課題

3 新たな森林被害の顕在化

多摩川上流域の天然林は、これまでおおむね安定した森林の状態を保ってきました。

しかし、シカによる食害の深刻化に加え、広く分布し、表土の流出を防ぐ役目も担っていた ササが一斉に枯れる現象が確認され、天然林内で下層植生の消失が見られるようになりました。

このような状況が長く続くと、表土が流出するなど森林の持つ多面的機能が低下するおそれがあります。

また、ツキノワグマ(以下「クマ」という。)が植栽木の樹皮を引き剥がすこと(以下「クマ剥ぎ」という。)により、樹木が枯れてしまう被害が顕在化してきました。



下層植生が消失し、土砂流出が懸念される天然林



クマ剥ぎにより集団枯損した森林



クマ剝ぎを受けた植栽木(ヒノキ)



第3節 課題に対する方向性

1 多摩川上流域の民有林の購入と再生

多摩川上流域のうち多摩川と日原川の合流地点より上流の民有林について、継続した購入を 着実に行っていくとともに、小河内貯水池上流域の民有林を対象とした調査を実施し、緊急度 を把握した上で、これらの森林の購入を積極的に進めていきます。

購入した民有林については、間伐、枝打、崩壊地の復旧及び林道開設といった森林管理基盤の整備に重点的に取り組み、水源かん養機能など森林の持つ多面的機能が最大限発揮される状態へ早期に再生します。さらに、企業・各種団体等と連携した森づくりを積極的に行うことで、多くの方々と協同した森林の再生にも取り組みます。

また、森林所有者が手放す意向がないなど購入に至らない民有林については、多摩川水源森 林隊の活動を充実し、緑豊かな森林に再生していきます。

以上の取組により、多摩川上流域全域の保全を目指します。









購入した森林(歩道整備及び間伐後)

2 水源地を通じた社会とのコミュニケーション

多くの方々に、水源地保全の取組を始め、安全でおいしい水づくりについての理解を深めて いただくため、水源地を通じた社会とのコミュニケーションを活性化する施策を充実させます。 具体的には、都民、企業及び教育機関との連携による森づくり、東京2020オリンピック・パ ラリンピック競技大会など東京での開催が予定されている各種会議及びイベントを活用した国 内外への情報発信、多くの方々に直接、水源地へ訪れていただく施策などを実施します。







海外視察受入による国外とのコミュニケーション

3 天然林の適正な管理とクマの被害対策

水源林内の天然林の広域的かつ継続的な現況調査と機能回復に向けた効果的な対策を実施す ることにより、水源地にふさわしい緑豊かな天然林を維持していきます。

また、クマ被害への対策として、防護資材の設置などを実施していきます。



緑豊かな天然林



第4節 目的及び基本方針

1 目 的

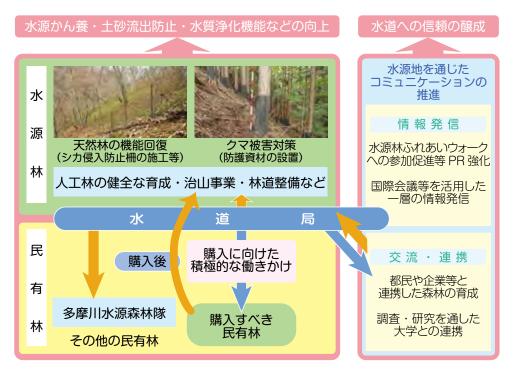
多摩川上流域において、その全域を見据えた森林の育成・管理により、安定した河川流量の 確保及び小河内貯水池の保全を図ります。

また、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐとともに、親しまれる水源林を通じて東京水道へ の信頼を醸成します。

2 基本方針

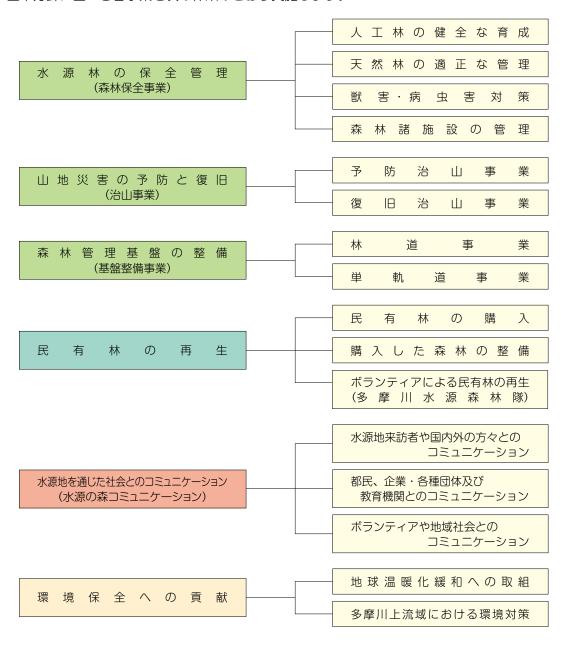
目的達成のため、次の事項を基本方針とします。

- (1)多摩川上流域の森林が持つ機能(水源かん養機能、土砂流出防止機能、水質浄化機能等)のより一層の向上を図るため、森林整備を推進します。
- (2)水源林に関する情報の発信や多くの方々とのコミュニケーションを通じて、水源地保全の重要性や水道事業への理解の促進を図ります。
- (3)水源林の適正な管理などを通じて、地球温暖化緩和などの環境保全に貢献します。



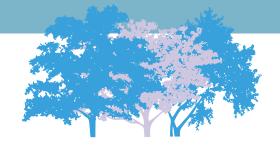
3 事業体系

基本方針に基づき各事業を次の体系のとおり実施します。



4 期 間

平成28 (2016) 年度から平成37 (2025) 年度までの10年間とします。





第2章 水源林の管理

第1節 水源林の将来像

第1節 水源林の将来像

水源林の将来像は、水源かん養機能など森林の持つ多面的機能が将来にわたって十分に発揮 されるとともに、山腹崩壊などの自然災害や病虫害に対し抵抗力が大きい森林を目指します。

1 人工林の将来像

(1) 複層林更新型森林

植栽木の成長が良好であり、近くに道路が位置するなど伐採した木の搬出に適した人工 林については、水源かん養などの機能に加えて二酸化炭素吸収や木材供給といった機能も 果たすよう、人工林として更新を図る森林に位置付けて管理していきます。

更新に当たり、山腹崩壊に対する抵抗力などの低下を極力防ぐため、第1世代の植栽木のうち、健全で成長の良い大径木を一定量残して伐採し、空いた空間に第2世代の苗木を植える複層林へと育成していきます。

また、森林土壌及び生物多様性を保全するため、自然に入り込んだ広葉樹も併せて保護、育成していきます。



針葉樹と広葉樹が適度に混ざり合った複層林のイメージ

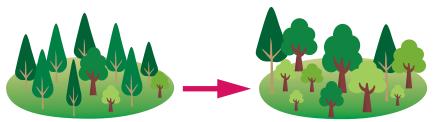
(2) 天然林誘導型森林

地形や地質の条件が悪く、更新作業に伴い山腹崩壊などが懸念される人工林や伐採木の 搬出が難しい人工林については、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、多様な 樹齢、樹高、樹種で構成される天然林に近い森林へ誘導していきます。



第1節 水源林の将来像

管理手法としては、間伐や枝打を繰り返し森林内の陽光確保を図ることで周辺から広葉 樹を導入し、植栽木(針葉樹)とともに育成していきます。

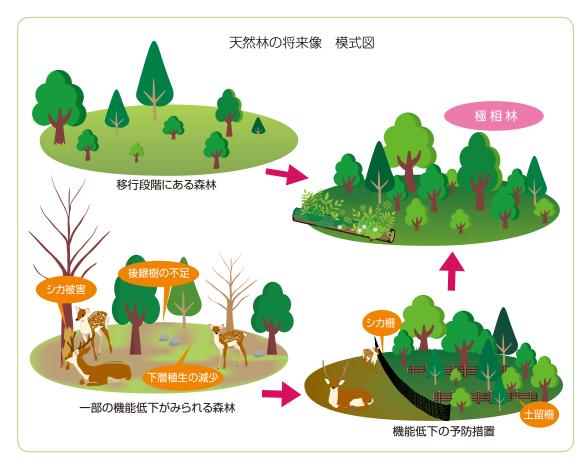


多様な樹齢・樹高・樹種で構成される天然林に近い森林のイメージ

2 天然林の将来像

天然林は、原則として、自然の推移に委ねることにより自らの力で安定した森林に移行させ、 長期的にはその土地で最も安定した森林(極相林)を目指します。

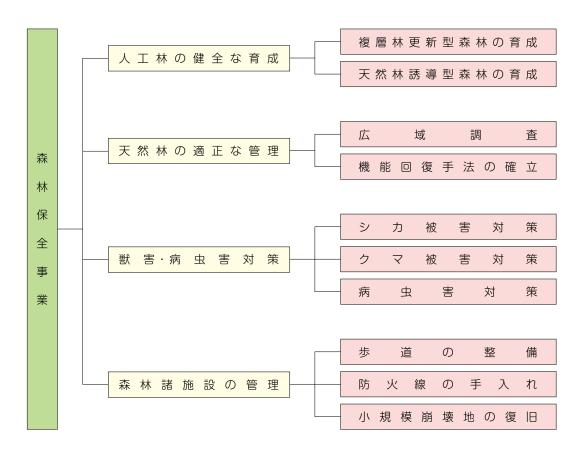
シカによる樹木や草本類への被害により荒廃が懸念される天然林に対しては、積極的に人の 手を加えることにより安定した森林への移行を補助し、極相林を目指します。



1 森林保全事業の概要

森林保全事業では、健全な水源林の育成・管理を目的として森林の手入れや歩道など森林諸施設の整備を実施します。これまで管理してきた水源林はもとより、新たに購入した森林が水源かん養機能などの多面的機能を十分に発揮できる状態へと再生するため、積極的に手入れを進めていきます。

また、シカやクマによる森林被害による森林の機能低下を防止するとともに、荒廃が懸念される天然林の機能回復に向けた取組を強化します。





2 人工林の健全な育成

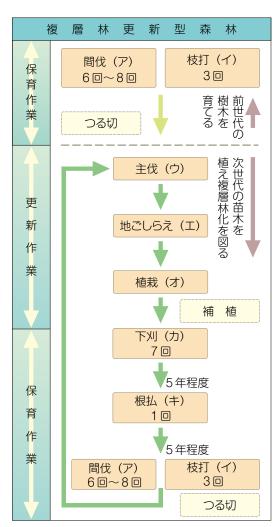
人工林の育成は、保育作業と更新作業の2つの作業から構成されます。

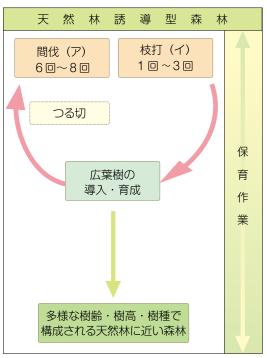
保育作業は、植栽木の成長を助けるとともに、広葉樹の導入や育成を図る作業で、主に間伐、 枝打、下刈、根払といった作業で構成され、60年以上の期間を要します。

更新作業は森林の世代交代を図る作業で、主伐、地ごしらえ、植栽といった作業で構成され、 2年から3年の期間を要します。

(1) 人工林育成の体系

人工林は、複層林更新型森林と天然林誘導型森林の2つに分け、第1節で述べたそれぞれの将来像に向けて、生育状況に合わせた作業を実施します。





(2) 複層林更新型森林の育成

ア間伐作業

植栽木の成長に伴い森林内が過密になると、健全な成長が妨げられるだけでなく森林内 の光が不足し地表面に草木が生育しにくくなります。

このため、健全な成長が見込めない植栽木を優先して伐採し、本数密度を調整します。 一度の間伐で伐採する本数は、現況本数のおおむね25%とし、必要に応じて植栽木など に巻きつく、つる性植物の除去作業(つる切)を行います。





イ 枝打作業

森林内を明るくし地表面の草木の生育を促すことによる表土の流出の抑制や、病虫害予 防など森林の保護を主な目的として、植栽木の成長に合わせて枝を切り落とします。

また、複層林化した森林において、上木の枝張りが旺盛で森林内の光が不足し下木の成 長が妨げられている場合には、上木の枝を切り落とします。



枝打前



枝打後



ウ 主伐作業

新たに苗木を植える空間をつくるため、健全で成長の良い大径木を中心に、1ha当たり300本程度の植栽木と自然に入り込んだ広葉樹などを残し、他の植栽木を全て伐採します。

実施箇所は、植栽から(同一の森林で植栽時期が異なる場合は、最も遅い年から) 60年以上が経過した森林を対象に、植栽木の成長状況を勘案して選定します。





主伐前

主伐後

エ 地ごしらえ作業

苗木を植える際に支障とならないように、散乱した木の枝、刈り払った雑草木などを整理します。







地ごしらえ後

才 植栽作業

次世代を担う苗木を植え付けます。

樹種は、原則、ヒノキとし、1 ha当たり1,500本から2,000本の苗木を植え付けます。 植えて間もない苗木がシカやネズミ等による食害や寒風害などで枯れた場合には、植え直 します(補植)。





植栽の様子

植栽後の林内の様子

力 下刈作業

植栽木の成長を妨げる雑草などを、原則全て刈り払います。





下刈前

下刈後

キ 根払作業

植栽木が成長し、下刈作業が必要なくなってから数年後に植栽木の成長を妨げるかん木 類の繁茂が見られる場合、原則それら全てを刈り払います。



(3) 天然林誘導型森林の育成

ア 間伐作業

植栽木の健全な生育と周辺から広葉樹などを導入するため、健全な成長が見込めない植 栽木を優先して伐採し、本数密度を調整します。

一度の間伐で伐採する本数は、現況本数のおおむね25%とし、必要に応じて植栽木などに巻きつく、つる性植物の除去作業(つる切)を行います。

また、自然に入り込んできた広葉樹などのうち、病気や虫による被害を受けた木や腐朽が進んだ木、形質不良で他の生育を阻害する木などを伐採し、健全な広葉樹等を育成します。 イ 枝打作業

間伐によりできた空間へ広葉樹などが入り込むのを促すとともに、病虫害予防などの森 林保護を目的に、必要に応じて植栽木の枝を切り落とします。

一部の天然林誘導型森林では、間伐及び枝打作業を実施しても、広葉樹などの導入が困難な 箇所があります。その原因としては、地表にササ類が密生していることや、広葉樹などの稚樹 がシカにより食べられてしまうことなどが挙げられます。

現在、これらの要因により標高の高い地域の一部において、次世代を担う木(後継樹)が育たず森林状態を維持することが難しい区域が確認されています。このような森林については、 ササ類の刈払やシカの侵入を防ぐ柵の設置、苗木の植付けといった作業を必要に応じて行い、

天然林へ誘導します。



ササの密生状況

3 天然林の適正な管理

水源林では、これまで数十年来にわたり天然林に対して特別な手を加えず、異常の有無等の 監視を中心に管理してきました。その中で、ササが一斉に枯れる状況やシカが原因と思われる 草類と後継樹の消失が確認され、土壌流出といった森林の荒廃が懸念されています。

このため、これまでも実施してきたシカの侵入防止柵設置などに加えて、木柵を設置して土 砂の移動を防ぐなど、より積極的に天然林を適正に管理していきます。

(1) 広域調査

天然林内に定点を設置して継続的な現況調査を実施し、経年変化を追跡することにより、 天然林において森林の持つ多面的機能の低下が見られる区域を把握します。

(2) 機能回復手法の確立

天然林内の草木が消失した森林において、シカの侵入防止柵を設置するとともに、森林 内の陽光確保を目的とした間伐や間伐材を活用した土砂移動防止のための木柵を設置し、 効果を検証していきます。

また、その結果に基づき、天然林の持つ水源かん養機能等を回復するための有効な対策 を実施していきます。



効果検証箇所(施工直後)(間伐の実施及び木柵・侵入防止柵の設置)



効果検証箇所(施工1年後)(植生が回復)



コラム 1

~ ササの一斉開花と枯死 ~

ササは里山や山地で見かけることのできる身近な植物の1つであり、水源林内にも 広範囲で分布しています。

また、シカなどの食料となるほか、林内の地表を覆い地下茎を張り巡らせることに より、土砂の流出を抑えるなどの役割も果たしています。

ササは、長期間緑の葉をつけた健全な状態で生育し、一斉に開花し枯れた後、発芽 し再び健全な状態に戻るというサイクルを繰り返します。

また、一斉に枯れ発芽するまでの間は、ササ以外の植物が発芽し生育する機会でも あります。

水源林内では現在、開花し枯れる個体が確認され、その範囲が拡大しています。本来であれば、上述のとおり新たなササや他の樹種が発芽するはずですが、シカによる食害が同時に発生していることから、ササの更新などが阻害され、地表の植物が無くなる危険性があるため、留意する必要があります。



4 獣害・病虫害対策

水源林内において平成15年頃から深刻化したシカによる森林への被害は、いまだ継続して発生しており、平成18年頃からは、クマにより植栽木の樹皮が剥がされる被害も顕在化してきました。さらに、今後、発生が懸念されるナラ枯れなど新たな病虫害への備えも必要となっています。

これらの獣害や病虫害による影響を最小限にとどめ健全な水源林を維持するため、関係機関とも連携しながら総合的な対策を実施していきます。

(1) シカ被害対策

シカの生息密度が依然として高く森林被害が継続していることから、次の対策を引き続き 実施します。

ア 生息状況及び被害状況の把握

シカの生息状況を調査し、水源林内における生息分布の経年変化や被害の発生状況 及び程度などを把握します。

その結果に基づき、より効果的な被害対策を実施していきます。

イ 侵入防止柵等の設置及び保守管理

新たに植栽した苗木は、特にシカの被害を受けやすいことから、植栽区域の周囲に 侵入防止柵を設置して被害を防止します。十分に成長した樹木を一本ずつ保護する場合には、単木ネットを設置します。

また、対策効果を維持するために設置した柵やネットの保守点検を定期的に実施し、 劣化状況に応じ資材を取り替えます。



シカ侵入防止柵



単木ネット



ウ 管理捕獲の実施

シカ被害を軽減するためには、増え過ぎたシカの個体数を調整し、生息密度を適正 に保つ必要があります。

これまで、東京都及び山梨県の鳥獣保護管理部署、地元自治体及び猟友会と連携し た管理捕獲に取り組んできましたが、依然、生息密度が高い状況にあることから、今 後もこの取組を実施していきます。

コラム 2) ~ シカ被害の現状と対策 ~

シカに樹皮や葉を食べられ樹木が枯れるといった森林被害は、全国的に収束せず、 森林被害全体の8割を占めるまでになっています。

また、降雪量の減少により越冬が容易になったことや捕獲頭数の減少から、分布域 が拡大するとともに生息頭数も増加し、被害が深刻化している地域があります。水源 林内においても、平成15年頃にシカによる深刻な森林被害が確認されました。

このため、侵入防止柵の設置などの具体的な対策に加えて、シカの生息密度や餌と しているものを調べる生息状況調査を継続して行っています。

調査の結果から、水源林内の生息密度は、当初被害が大きく早い段階から対策を行っ てきた東京都内で減少し、山梨県内では徐々に増加していることが分かりました。

また、シカの胃の内容物の調査から、食料が乏しくなる11月から2月にかけてはサ サを多く食べており、ササが少ない地域では枯葉や小枝、樹皮を多く食べていること が分かりました。

水源林では、このような調査結果を活用し、より効果的なシカ被害への対策に取り 組んでいます。





(2) クマ被害対策

クマ被害に対し、枝打作業で切った枝や間伐した木の枝を植栽木の根元に積み上げる枝 条集積や、植栽木に防護資材を巻き付ける対策を実施し、クマ剥ぎの発生を予防します。

また、対策実施箇所において効果の持続性を確保するため、必要に応じ資材を取り替えます。







クマ被害対策 (防護資材の巻付け)

(3) 病虫害対策

森林内に生息する昆虫が媒介する病気の発生や、ある特定の昆虫の大量発生を予防する ため、引き続き野鳥営巣用の巣箱を設置し、野鳥の繁殖を促します。

また、ミズナラなどのナラ類やシイ・カシ類が枯れる「ナラ枯れ」という病虫害が水源 林の近県で発生するなど、新たな病虫害の発生も懸念されています。

このため、被害が発生した際に早期に発見し対策を実施できるよう監視を強化するとと もに、国及び近隣県と緊密に連携し、情報収集を行っていきます。



巣箱を利用する野鳥



コラム 3

~ 病虫害から水源林を守る対策~ 【巣箱の設置】

森林では、病気や虫の大量発生などによって一斉に樹木が枯れるなどの病虫害が発生することがあります。病虫害が広範囲で発生すると対策が難しくなるため、被害の発生を未然に防ぐことが重要です。

このため、野鳥の繁殖を促し、病虫害の原因となる虫を食べてもらうことで被害を 予防することを目的として、水源林内に4.000個の巣箱を設置しています。

巣箱の入口は、ヒガラ、コガラ及びシジュウカラといったカラ類が利用しやすい大きさにしています。これは、水源林に生息する約50種の野鳥の内、カラ類が多く生息するためです。

設置した4,000個の巣箱のうち、毎年、半数以上で、野鳥が営巣しており、水源林が野鳥の生息しやすい環境にもなっていることが確認されています。



共生のイメージ



水源林内に多く生息するシジュウカラ



新たな病虫害への備え~【ナラ枯れ】

森林で発生する病虫害には様々なものがありますが、水源林において、現在、特に 警戒している病虫害として、1990年頃から日本海側を中心に被害が目立ち始め発生地 域が広がっている、ナラ枯れがあります。

ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシという昆虫によって媒介されるナラ菌に木が 感染し枯れてしまう「樹木の伝染病」です。

水源林の約7割を占める天然林では、ナラ類が主要な構成樹種となっています。

このため、水源林内でナラ枯れが発生した場合、これまでに発生した地域での被害 状況を考慮すると、甚大な被害となることが予測されます。

現在、水源林内でナラ枯れは発生していませんが、発生地域が徐々に水源林に近づいていることから、周辺地域からの情報収集や水源林内での広域調査を行うなど、被害の初期発見のために継続した監視が必要です。





第2節 水源林の保全管理(森林保全事業)

5 森林諸施設の管理

(1) 歩道の整備

歩道は、森林現況の把握や森林保全作業 実施時の通路及び森林火災など緊急時の誘 導路として森林管理に必要不可欠な施設で す。

新たに購入した森林の多くは、歩道が整備されていないことから、新たに歩道を 敷設していきます。



歩道の設置状況

また、歩道の安全な通行を維持するため、必要に応じて繁茂する雑草の刈払、桟橋や石積の新設及び補修といった管理作業を実施します。

(2) 防火線の手入れ

森林火災が発生した際に、火災の拡大(延焼) や周辺からのもらい火 (類焼) を防止するため、主要な尾根に10mから20mの幅で帯状に防火線を設置しています。

雑草などが繁茂し防火線の機能が低下することを防止するため、刈払などを実施 します。



防火線

(3) 小規模崩壊地の復旧

局地的な集中豪雨などの自然災害により小規模な崩壊地が発生した際に、丸太柵や丸太 積(土留)などを設置して崩壊の拡大を防止するとともに、必要に応じ植生マットなどに よる緑化を行い復旧します。

また、丸太柵などの資材には、間伐材などを積極的に活用します。

第2節 水源林の保全管理 (森林保全事業)



6 森林保全事業計画量

	事業区:	分	事 業 量
人」	本の健全な育成		
		間伐	1,010ha
	佐屋北西鉱刑木壮の夲卍	枝打	790ha
	複層林更新型森林の育成	主伐	100ha
		植栽	100ha
	天然林誘導型森林の育成	間伐	1,600ha
	人然你就等望林林の月成	枝 打	240ha

- (注) 1 「人工林の健全な育成」における、主要作業の事業量を記載した。
 - 2 計画期間中の民有林購入による事業量を含んでいない。



第3節 山地災害の予防と復旧(治山事業)

第3節 山地災害の予防と復旧(治山事業)

1 治山事業の概要

治山事業では、水源かん養機能の向上や小河内貯水池への土砂流入防止を目的として、防護柵やえん堤といった治山施設の整備を実施し自然災害の予防や崩壊地の復旧を図ります。

予防治山事業においては、従来から取り組んできた山地災害の予防に加え、台風や大雨による被災や土砂の堆積により機能が低下している既存施設の機能回復を計画的に進めていきます。

また、新たに購入した森林についても現況調査を随時実施し、災害の発生するおそれのある 箇所や崩壊地が確認された場合は、必要に応じ治山事業を実施します。

事業の実施に当たっては、生物多様性や景観に配慮した工法を積極的に採用するとともに、 森林保全事業で発生する間伐材など、水源林の管理に伴い発生した木材のより一層の有効活用 に取り組みます。



2 予防治山事業

(1) 山地災害の予防

森林の荒廃及び人身や車道の被災予防を 図るため、土砂の流出や山腹崩壊、落石が 予測される箇所のうち危険性の高いところ から、順次、えん堤や防護柵などの治山施 設を設置します。



-予防治山工事による落石の予防

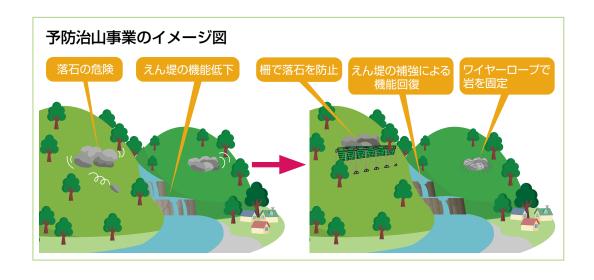
(2) 既存治山施設の機能回復

設置から長期間が経過した一部の治山施設については、台風や大雨による被災や土砂堆積の進行により施設機能が低下し、土砂の流出や山腹崩壊、落石の発生が懸念される箇所があります。



土砂の堆積が進んだえん堤

このことから、施設の機能を回復し災害の発生を予防するため、小河内貯水池周辺の土砂流入防止施設など緊急性の高いところから施設の補修や増設を実施します。





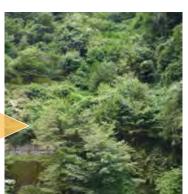
第3節 山地災害の予防と復旧(治山事業)

3 復旧治山事業

台風や大雨などの影響で森林の崩壊や渓流の荒廃が生じ、土砂流出などが発生している箇所があります。このような箇所については、水源かん養機能の回復や小河内貯水池への土砂流入防止を図るため、崩壊拡大の危険性や下流域への影響を考慮し、緊急度の高い箇所から、順次、土留やえん堤などの治山施設を設置することにより森林へ復旧します。







山腹崩壊地の復旧(施工前)

山腹崩壊地の復旧(施工直後)

山腹崩壊地の復旧(施工10年後)

4 治山事業計画量

事 業 区 分	事業量
予 防 治 山	31か所
山地災害の予防	4か所
既存治山施設の機能回復	27か所
復 旧 治 山	9 ha

- (注) 1 復旧治山については、現在確認されている崩壊地のうち、 緊急度の高いものから本計画期間中に復旧すべき事業量を計画した。
 - 2 計画期間中の民有林購入による事業量を含んでいない。

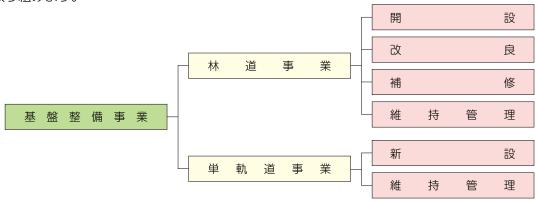
第4節 森林管理基盤の整備(基盤整備事業)

1 基盤整備事業の概要

基盤整備事業では、効率的な森林管理を行うための根幹となる施設である「林道」と、自然環境への影響を極力抑えた輸送施設としての「森林管理単軌道」(以下「単軌道」という。)を整備するとともに、各施設の維持管理を実施します。

これまでに整備した林道12路線(約76km)、単軌道11路線(約21km)の改良などに加え、 新たに購入した森林を中心に林道の開設及び単軌道の新設を実施します。

事業の実施に当たっては、生物多様性や景観に配慮した工法を積極的に採用するとともに、 森林保全事業で発生する間伐材など、水源林の管理に伴い発生した木材のより一層の有効活用 に取り組みます。







第4節 森林管理基盤の整備 (基盤整備事業)

2 林道事業

(1) 開 設

新たに購入した奥多摩町日原地区の森林(約600ha)を効率的に整備するため、林道 を開設します。

また、本計画期間中の森林の購入状況により新規路線の開設を検討し、必要に応じて開 設します。





(2) 改良

既設林道において、落石や転落などのおそれがある危険箇所が存在しています。

このため、利用頻度及び国道のう回路としての利用状況などを勘案し、緊急性の高いと ころから、順次、ガードケーブルなどの安全施設の整備や幅員の拡幅及び舗装を実施する ことにより、通行時の安全を確保します。





改良後

第4節 森林管理基盤の整備 (基盤整備事業)

(3) 補 修

既設林道において、通行時の安全を確保するため、経年劣化や災害により被災した構造物を補修します。全線舗装済みの林道一ノ瀬線については、計画的に舗装の補修を実施します。





補修前

補修後

(4) 維持管理

林道機能を適正に維持し通行の安全を確保するため、林道に堆積した土砂の除去作業や 冬季の除雪作業、構造物の軽微な補修作業などを迅速に行います。



土砂片付け作業



除雪作業



第4節 森林管理基盤の整備(基盤整備事業)

3 単軌道事業

(1) 新 設

作業員の森林内の移動や資材運搬などの作業環境を改善し、森林の効率的かつ安全な管理を図るため、新たに購入した森林内に単軌道を2路線新設します。

また、本計画期間中の森林の購入状況により新規路線の整備を検討し、必要に応じて新設します。

(2) 維持管理

単軌道の安全で円滑な運用を図るため、定期点検により部材の経年劣化や倒木等の影響 によるレールの破損などが確認された場合、補修作業を迅速に行います。

設置から長期間が経過した単軌道においては、エンジンやブレーキ装置などの交換が必要となっていることから、使用状況から判断し計画的に補修を実施します。

4 基盤整備事業計画量

事	■ 業 区	分	事業量
林道	<u> </u>		_
	開	訤	2,000m
	改	良	12,500m
	補	修	12,338m
単東	九道		_
	新	設	2,100m

(注) 計画期間中の民有林購入による事業量を含んでいない。



~ 単軌道を活用した森林の管理 ~ 【 森 レ ー ル 】

通常、森林を管理するためには、広大かつ傾斜が急な森林内を徒歩で移動しますが、 徒歩では移動に時間がかかるだけでなく、体の疲労も大きくなります。これを少しで も改善するため、水源林では、単軌道を全11路線、計21km整備しており、「森レール」 という愛称で呼んでいます。

森レールは、設置が容易であること、設置に伴う木の伐採等が少なく自然環境への 負担を最小限に抑えられること、斜度45°までの急傾斜地でも走行できることなどの 特徴があり、地形にあまり影響されることなく、比較的自由に路線を設定することが できます。

森レールの整備により、森林内の移動時間が短縮され、作業の効率化が図られると ともに、作業員の移動による体への負担が軽減され、事故が減少しています。

また、森林内での火災発生時や、負傷した登山者の救出時など、緊急時における迅速で安全な対応が可能となり、地元自治体や警察、消防などでも活用されています。



単軌道(愛称「森レール」)





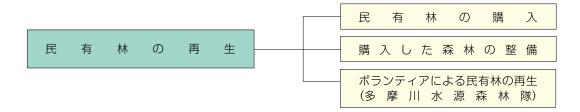
第3章 民有林の再生

第1節 民有林の再生の概要

第1節 民有林の再生の概要

多摩川上流域の民有林は、長期にわたる林業不振の影響などにより、手入れの行き届かない 森林が増え、土砂流出による小河内貯水池への影響が懸念されています。

このため、このような民有林を水道局が購入し、企業などとも連携して早期に整備するとと もに、民有地の人工林におけるボランティア活動により、緑豊かな森林に再生していきます。



第2節 民有林の購入

水道局では、将来にわたって水源地を良好な状態で保全するため、森林の持つ多面的機能が 十分に発揮されるよう、手入れができず所有者が手放す意向のある民有林を購入し、水源林と して育成・管理しています。

平成26年度末までに1,146haの民有林を購入しましたが、いまだ荒廃した民有林が多く存在し、貯水池への土砂流出などの影響が懸念されています。

このことから、今後も民有林の購入を着実に継続していくとともに、特に、小河内貯水池へ直接土砂の流出が懸念されるエリアや貯水池に流入する主要河川に面した急傾斜地など、早急に整備が必要な場所については、約2,000haの民有林を対象とした荒廃状況等の調査を行ったうえで、優先度を踏まえた購入計画を作成し、おおむね10年間で効果的・効率的に購入していきます。

第3節 購入した森林の整備

購入した森林については、速やかに歩道など森林管理に必要な諸施設の整備を行い、森林の



第3節 購入した森林の整備

状況を把握します。その上で、これまで110年以上にわたって水源林を適正に管理してきた知識と経験を活用し、間伐や枝打といった森林の保育作業、崩壊地の復旧及び林道など森林管理基盤の整備を積極的に実施していくことにより、貯水池への土砂流出を防止するとともに、水源かん養など森林の持つ多面的機能が将来にわたって十分に発揮される森林へ早期に整備していきます。

また、購入した森林については、企業などとの連携も取り入れながら、間伐や枝打などの作業を行い整備を実施します。

第4節 ボランティアによる民有林の再生(多摩川水源森林隊)

1 多摩川水源森林隊の概要

多摩川水源森林隊は、多摩川上流域で林業の不振などにより手入れの行き届かない民有地の 人工林を、ボランティアの方々の手で緑豊かな森林に再生することを目的に、平成14年7月 に設立されました。

活動は、奥多摩町、小菅村、丹波山村及び甲州市で行っています。設立以来10年を超える 着実かつ継続的な活動の積み重ねにより、平成24年には「日本水大賞厚生労働大臣賞」、平成 25年には、国際水協会(IWA)のプロジェクト・イノベーションアワード「マーケティング/コミュ ニケーション部門」にて「東アジア地域賞」を受賞するなど、国内外から高い評価を得ています。



多摩川水源森林隊事務所(奥多摩町内)



IWA表彰トロフィー

第4節 ボランティアによる民有林の再生(多摩川水源森林隊)

2 森林保全活動

多摩川水源森林隊では、活動の同意を得た森林所有者の森林において、下刈、間伐、枝打及 び道づくり作業といった森林保全活動を週3回、年間150回程度実施し、平成26年度末まで に延べ175か所、約210haにのぼる民有林を再生してきました。

活動に当たっては、経験豊かな指導員が、ボランティア参加者の技術に合わせて、丁寧な指 導を行っています。

また、都民を始め多くの方々に森林保全の重要性を理解していただくとともに、活動に参加 していただけるよう、森林保全活動の日帰り体験学習を年7回実施しています。

今後も、この活動を着実に継続するとともに、より充実させていくことにより、多摩川上流 域の民有林を緑豊かな森林に再生していきます。











第 4 章 水源地を通じた社会との

(水源の森コミュニケーション)

第1節 水源の森コミュニケーションの背景

第1節 水源の森コミュニケーションの背景

水道局では、水道事業に関する理解を広く深めていただくとともに、信頼され親しまれる水道を目指して、様々な広報活動を行っています。水源林においても、前計画から「水源地における交流・連携」を開始し、水源林に関する情報発信や多様な主体と連携した森づくりを実施してきました。この間、多摩川水源森林隊や水源林ふれあいウォークなどを通じてボランティアや都民を始めとする多くの方々に水源地に訪れていただき、好評を得ています。

しかし、水源地保全の取組に対する認知度は、いまだ高いとは言えない状況にあります。

このことから、前計画まで行ってきた交流・連携事業をより進化させ、新たに「水源の森コミュニケーション」と位置付け、水源地を通じて、より積極的に多様な主体とのコミュニケーションを図っていきます。これにより、水道局が行ってきた水源地保全の取組を多くの方々に知っていただくとともに、豊かな水を育む森づくりなどに多様な主体と協同して取り組むことで親しまれる水源地を実現し、安全でおいしい水づくりへの理解につなげていきます。



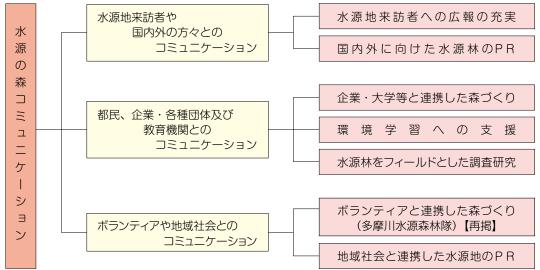
水源地を通じた社会とのコミュニケーション



第2節 水源の森コミュニケーションの概要

第2節 水源の森コミュニケーションの概要

水源の森コミュニケーションでは、水源林に関する情報発信を充実させるとともに、多くの 方々に水源地を訪れていただく施策や森づくりを体験する施策などを一層強化していきます。





水源地来訪者や国内外の方々とのコミュニケーション

水源地来訪者への広報の充実

これまで、水源林内に整備した散策 路である「水源地ふれあいのみち」を 活用して「水源林ふれあいウォーク」 を開催してきました。

今後も、より多くの方々に水源林へ の理解を深めていただくため、水源林 ふれあいウォークを継続して実施する など、多くの方々が水源地に来訪でき る機会を創出します。



水源林ふれあいウォーク

また、小河内貯水池南岸に整備されている全長約12kmの散策路である「奥多摩湖いこいの 路」からアクセスでき、小河内ダム、奥多摩湖及びそれを取り巻く水源林を一望できる佐須沢 山周辺のエリアを新たな広報施設(水源地モデル林)として位置付け、来訪者に水道事業にお ける森林管理の必要性を理解していただくため、案内や散策に適した歩道及び説明看板等の整 備を実施します。





第3節 水源地来訪者や国内外の方々とのコミュニケーション

2 国内外に向けた水源林のPR

環境問題に対する社会的な関心が高まり森林への注目が集まる中、水源地を訪れることが難 しい方々、水源地や森林と関わることが少ない方々も多くいらっしゃいます。

このような方々にも水源林に対する理解を深めていただくとともに親しみを感じていただけるよう、水源林PRイベントの開催や水源林の間伐材を用いたグッズ類の配布など、各種PR施策を実施します。

また、平成30(2018)年の国際水協会(IWA)世界会議や平成32(2020)年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、東京で大きな会議やイベントが開催される機会を捉え、東京を訪れる国内外の多くの方々に水源林の取組を知っていただけるよう、広く情報を発信していきます。







間伐材を用いたグッズ

コラム 6

~ 水源林ふれあいウォーク ~

水道局では、都民を始めとした多くの方々に水源林を訪れていただき、森林の働き と環境保全の大切さを理解していただくため、水源林内に「水源地ふれあいのみち」 と名付けた散策路を3ゾーン整備しています。



平成18年度から、水源地ふれあいのみちの柳沢峠 ゾーンと水干ゾーンを活用し、職員が直接お客さま に水源林を案内する「水源林ふれあいウォーク」を 実施しています。これまでに、計29回実施し、延べ 905名の方に参加していただきました。

水源林ふれあいウォークでは、森林を散策しなが ら、水を育む水源林の働きや役割、樹木の名前や特徴、 水源林の管理などについて、職員が説明を行うとと もに、樹皮や葉の香りを嗅ぐ、沢の水に触れるなど の様々な自然体験を実施しています。

参加者の方々からは「説明が分かりやすく、水源 林の重要性が分かった。」、「水道水を飲める幸せを実 感できた。」といった感想を頂くなど大変好評を得て います。



(小河内貯水池の眺望を満喫できるコース)



~源流のみち (多摩川源流の水干を探訪できるコース)



柳沢峠ゾーン ~ブナのみち (ブナなどの天然林内を散策できるコース)



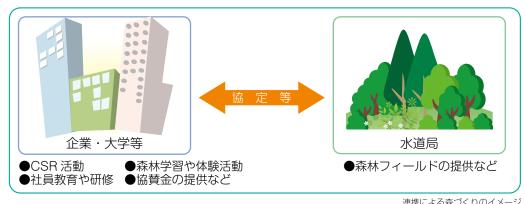
第4節 都民、企業・各種団体及び教育機関とのコミュニケーション

第4節 都民、企業・各種団体及び教育機関とのコミュニケーション

1 企業・大学等と連携した森づくり

近年の環境意識の高まりから、企業や大学、NPOなどにおける環境保全活動が活発になっ てきています。特に、CSR(企業の社会的責任)活動の一環として、企業の職員が森林内で 植栽や間伐作業を体験するなどの森づくり活動が各地で実施されています。

こうした状況を踏まえ、購入した民有林を含む水源林において、これまで水道局主体で行っ てきた森づくりに加え、都民や企業、大学などの多様な主体と連携し、地元自治体や森林組合 等とも協力しながら、間伐や枝打といった森林保全活動を行うなど、様々な手法を活用した 森づくりへ進化させ、平成29年度から試行を進めて、本格実施に向けた環境整備を行います。 この取組により、多くの方々に水源地保全の取組について、より一層理解を深めていただき、 安全でおいしい水づくりへの理解につなげていきます。



連携による森づくりのイメージ

2 環境学習への支援

これまで、小学校で行う水源地や環境をテーマにした学習の支援を通して、水源林の役割や 大切さについて理解を深めてもらうため、小学4年生を対象とした学習支援教材を作成し、希 望する学校へ配布してきました。また、職員が直接学校へ赴き、水源林に関する講義を行う水 道教室も実施してきました。

今後も、これらの取組を継続して実施するとともに、水源林をフィールドとした課外学習を 誘致するなど、より積極的な支援を行います。

第4節 都民、企業・各種団体及び教育機関とのコミュニケーション





学習支援教材

水道教室

さらに、高校生や大学生を対象とした水源地での森林保全活動体験などの施策を充実させ、 より多くの方々に水源地保全の取組を理解していただくことを目指します。



小学生への水源林の説明



高校生による森林保全活動体験

3 水源林をフィールドとした調査研究

水源かん養機能など水源林の持つ多面的な機能の定量化(見える化)が実現すれば、多くの 方々に水源林が果たしている役割をより分かりやすく伝えることができます。

このため、大学などの研究機関と連携して 水源林の持つ機能の定量化を図るなど、水源 林をフィールドとした調査研究を実施します。

また、調査研究の成果は、今後の水源林のより良い管理にも活用していきます。





第5節 ボランティアや地域社会とのコミュニケーション

第5節 ボランティアや地域社会とのコミュニケーション

1 ボランティアと連携した森づくり(多摩川水源森林隊)【再掲】

多摩川水源森林隊は、多摩川上流域で林業の不振などにより手入れが行き届かない民有地 の人工林を、ボランティアの方々の手で水源地にふさわしい緑豊かな森林に再生することを 目的に、平成14年7月に設立されました。

より多くの方々に活動を知っていただき、参加していただけるよう、積極的に情報発信を 行いながら、継続的に活動を実施していきます。

2 地域社会と連携した水源地のPR

これまで、多摩川水系上下流交流会の実施や 地元自治体主催のイベントへのブース出展など により、水源地域と連携しながら水源林のPR を行ってきました。

今後も、水源地域との連携を一層深め、地域 の方々と協力しながら水源地のPRを行います。



ブース出展の様子

コラム(7)

~ 多摩川水系上下流交流会 ~

多摩川水系上下流交流会は、多摩川上流域の豊かな自然を 守る方々と中下流域で水を使用する方々とが親しく交流する ことを通して、水源地域の役割や大切さについて参加者の方々 に理解を深めていただくことを目的とし、平成14年度から実 施している取組です。



間伐材を使ったスプーン作り体験

交流会では、水源林内の散策や水源地である奥多摩町、丹 波山村及び小菅村の方々と交流を深めながら郷土料理や伝統工芸品を作る体験などを行って おり、水源地保全の取組について理解を深めていただくとともに、地域の活性化にも貢献し ています。

これまでの参加者は延べ400名を超え、「水について真剣に考える貴重な体験ができた。」、「水 道から出てくる水に感謝の気持ちが芽生えた。」といった感想を頂くなど、大変好評を得ています。

環境保全への貢献

第1節 森林に求められる役割

第1節 森林に求められる役割

森林を構成する樹木は、光合成により主要な温室効果ガスである二酸化炭素を取り込みなが ら成長し、幹や枝の形で貯蔵をすることで地球温暖化の緩和に貢献しています。

また、木材は、住宅や家具などに利用されることで炭素を貯蔵する役割を果たすとともに、 多くのエネルギーを消費して製造される資材や化石燃料の代わりに利用されることで、二酸化 炭素の排出抑制にも貢献します。加えて、森林生態系は多種多様な動植物を育むとともに、そ こに訪れる人にとって安らぎや癒しの効果を持つ空間も提供しています。

このようなことから、環境保全に配慮した森林管理を持続的に実施することにより、森林の 持つ機能を将来にわたって十分に発揮させることが、社会的にも求められています。

環境保全への貢献に向けた取組の概要

国内の水道事業体の中で、最も広大な面積の森林を管理する者として、適正な森林管理を持 続的に実施していくことにより、地球温暖化の緩和や多摩川上流域における環境対策に取り組 んでいきます。





第3節

地球温暖化緩和への取組

第3節 地球温暖化緩和への取組

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が2014年11月に公表した「第5次評価報告書統合報告書」によると、大気・海洋の温暖化、雪氷の減少及び海面水位の上昇から気候システムの温暖化には疑う余地がないとされています。さらに、気候変動により、多くの地域における強い降水現象の回数増加や洪水リスクの増大が示唆されるなど水資源への影響が懸念されています。

この気候変動を抑制するためには、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があり、森林・林業分野については、新規植林、持続可能な森林経営及び森林減少の抑制が最も 費用対効果の高い方法とされています。

こうしたことから、水源林においても適切な森林管理と木材の有効活用を通じて地球温暖化 緩和に積極的に取り組みます。

1 水源林の保全管理

水源林では、人工林の間伐及び枝打といった保育作業を適切に行うとともに、複層林更新型森林において複層林化を着実に実施することにより、森林が二酸化炭素を活発に吸収する状態を維持し、地球温暖化緩和に貢献します。

また、天然林も適正に管理して健全に育成することで、二酸化炭素吸収源としての働きを促進します。

2 木材の有効活用

水源林の管理に伴い発生する間伐材については、引き続き桟橋や木柵などの材料として有効 活用していきます。

さらに、治山事業及び林道事業においては、間伐材の活用に加え、これまで活用していなかった枝、樹皮及び小河内貯水池で回収される流木を緑化資材などとして使用することで、木材を 積極的に有効活用していきます。







桟橋への活用(森林保全事業)

コンクリート型枠への活用(治山事業)





コラム 8

~ 生物多様性の保全 ~

生物多様性は、「つながり」と「個性」という2つの言葉に言い換えることができます。「つながり」とは、生態系(森林、河川、干潟など)の中や生態系間での食物連鎖や共生関係といった、生物や物質の関わりのことです。「個性」とは、生物種が同じでも個体それぞれが少しずつ異なることや、地域ごとに特有の環境があり、それが固有の風土を形成していることです。

種の多様性







様々な自然の形態

動植物から微生物まで

同じ種でも多様な個性

この「つながり」と「個性」は、長い進化の歴史により作り上げられてきたものであり、 そこから生み出される食料、水及び気候の安定といった様々な恵みによって私たちの 生活は支えられています。

このため、自然のバランスを崩さず、様々な恵みを持続的に受けることができるよう、 生物多様性を保全することが必要です。

水源林では、110年以上にわたる森林の育成・管理を通じて、水源かん養機能や土砂流出防止機能を保つだけでなく、たくさんの生物を育む自然環境を守ってきました。 近年では、国内外で生物多様性保全の取組が積極的に進められており、水源林においても生物多様性の保全に配慮した森林管理を実施することで豊かな地球環境を、未



第5章 環境保全への

コラム 9

~ 持続可能な森林管理 ~

現在、世界の森林面積は減少傾向にあり、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営の推進が必要とされています。この問題を解決するために国際的に行われている取組の1つに森林認証制度があります。

森林認証制度は、「森林経営の持続性」や「環境への配慮」などの基準に基づき、第三者機関により、持続可能な森林経営が行われている森林を認証する制度で、森林認証の取得により、環境に配慮した適切な森林管理を行っていることが国際的に証明されることになります。

また、消費者が認証を受けた森林から生産された木材(認証材)や木材製品を選択的に購入することができるよう、ロゴマークなどのラベリングも行っています。

国際的な森林認証制度であり、特に認証面積が大きいものとしては、FSC*1とPEFC*2があります。平成26年11月現在の認証面積は、FSCが約1億8400万ha、PEFCが約2億6500万haとなっています。

欧米では、違法伐採に対する厳しい規制により、適切に管理された森林由来である 認証材の生産・流通が促進されています。

また、2012年ロンドンオリンピックでは、認証材100%で建築されたオリンピックパークが話題となりました。

平成26年11月現在、日本国内での主な森林認証であるFSCと一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC^{*3})の認証面積は、合計約167万haです。主に林業事業体や製紙会社が所有する森林が認証を受けており、自治体では山梨県有林、約15万haが、平成15年度にFSCの認証を取得しています。

水源林においては、国際的な動向を注視しつつ、今後も環境保全に配慮した森林管理を持続的に実施していきます。





FSC認証材で建築された施設(山梨県)

- *1 Forest Stewardship Council
- *2 Programme for the Endorsement of Forest Certification
- *3 Sustainable Green Ecosystem Council

第4節 多摩川上流域における環境対策

第4節 多摩川上流域における環境対策

水源林は、110年以上にわたり継続して管理されてきたことから、豊かな自然を保有してお り、国立公園にも指定され年間を通じて多くの方々が訪れています。多くの方々に水源林を訪 れていただき、水源地保全の重要性を理解していただくことは、水道局が取り組むべき重点施 策の一つでもあります。

このことから、水源地の良好な自然環境、水質及び景観を守るため、次の対策を継続して行っ ていきます。

1 水源地清掃活動

水源林内の国道沿いにおいて、水道局、地元 自治体、道路管理者である山梨県及び環境省等 関係機関が参加する清掃活動を毎年実施してき ました。

水源地の良好な環境を守るために、この活動 を継続して実施していきます。



清掃活動の様子

2 不法投棄の防止

水源林内において、家電製品や建設廃材などの廃棄物が不法に投棄される状況が発生してい ます。これまでの取組により、不法投棄は抑制傾向にあるものの、依然として確認されています。

このため、引き続き林道及び歩道の監視や不 法投棄防止看板の設置などの対策を実施するほ か、不法投棄に関して、地元自治体や警察など の関係機関とより一層の情報の共有化を図り、 効果的な施策を実施します。



林道沿いの不法投棄



コラム 10 ~ 環境配慮型トイレの整備 ~ 【バイオトイレ】

多摩川上流域では、道の駅のオープンや小菅村と大月市をつなぐ松姫トンネルの開 通、登山ブームなどにより、来訪者数が増加傾向にあります。水道局では、水源地の 環境保全と来訪者の利便性向上のため、平成17年度から3か所に、し尿を微生物の働 きで分解する環境配慮型のトイレ(バイオトイレ)を整備しました。

また、地元市町村と協力し、既に設置されていた4か所のくみ取り式トイレを、バ イオトイレに改善しました。

バイオトイレの処理方式には様々な種類がありますが、水源林内では、基本的にメ ンテナンスが不要であり、維持管理がしやすい「土壌処理方式」を多く採用しています。 これらの取組により、し尿の埋設処理の抑止と野外排せつの大幅な低減が期待され るとともに、来訪者からも「清潔で以前よりも使い心地が良い」などの声が聞かれて います。

水源林内に設置されているバイオトイレ



将監小屋付近のバイオトイレ

笠取小屋付近のバイオトイレ



資 料 編

1 水源林の沿革

1 水源林の沿革

年 次	西暦	内容	所 有 者	備考
江戸時代	~ 1867	多摩川上流域一帯の森林は、おおむね徳川幕府の領地に属し、地域住民は入会権*1を持ち、生活に必要な林産物の収穫が許されていた。また、幕府直轄の「お留(止)め山」(主に御巣鷹山)も各所にあり、おおむね良好な森林を形成していた。	徳川幕府	承応3年(1654) 玉川上水完成
明治元年 ~ 30年	1868 ~ 1897	多摩川上流域の山林は「山林原野官民有区分」により官林に編入され、その後御料林*2に編入されたことで、従来の入会が制約を受けることになり、最上流部等では、森林の荒廃が進行した。	農商務省 山林局等	明治11年(1878) 東京府吏員山城祐
明 治 34 年	1901	東京府は水源地の荒廃を憂いて、山梨県下の丹波山村、小菅村の約8,140ha及び府下の日原川上流約320haの御料林を譲り受け、府自ら経営を開始した。 また、同時に日原川流域の公・私有林約5,100haを保安林に編入した。	東京府	之が多摩川源流 (水干)を確認 明治26年(1893) 神奈川県から三多 摩地域が東京府に
明治41年 ~ 42年	1908 ~ 1909	水源林の荒廃は、市民への給水の責務を有する市自ら復旧 すべきであるとして、尾崎行雄東京市長は調査を行い、水源 地経営案を作成した。		編入 明治30年(1897)
明 治 43 年	1910	上記の経営案が市議会で議決され、10月に水源林事務所を開設した。 また、府下の御料林約700haを譲り受け、積極的に水源かん養林の経営に着手した。		森林法発布
明 治 45 年	1912	山梨県萩原山(現甲州市)の恩賜県有林*3約5,610haと、 既に府有林であった約8,460haを東京市が譲り受けた。	東京市	
大正2年 ~15年	1913 ~ 1926	山梨県及び府下の私有林約610haを買収し、明治44年から開始した府下の公・私有林との部分林*4約870haを合わせ、経営面積は約16,250haとなった。		
昭和8年	1933	日原川上流の私有林約4,780ha を買収した。		昭和32年(1957)
昭和25年	1950	旧古里村(現奥多摩町)の部分林約90haに同村有林約 100haを加え、約190haを買収した。		国立公園法は廃止 となり、自然公園
昭和42年	1967	小河内ダム建設当時に買収したダム周囲林約560haが小河内貯水池管理事務所から移管され、水源林はほぼ現在の形になった。さらに数件の売却や交換等を経て、経営面積は約21,634haになった。	昭和18年	法が成立 昭和32年(1957) 小河内ダム完成
平成2年	1990	多摩川流域の水源施設の管理―元化をはかるため、水源林事務所を水源管理事務所に改組し、村山・山口貯水池及び小河内貯水池とともに、水源林を水源施設の一つとして管理することになった。	(1943) 東京都	
平成13年	2001	水道水源林の管理開始から100周年を迎えた。		
平成14年	2002	多摩川水源森林隊を設立した。		
平成25年 ~27年	2013 ~ 2015	民有林購入事業により8件1,146haの民有林を購入し、管理面積は22,776ha(平成27年4月1日現在)になった。		

- (注) ※1 入会権 農民が燃料等の生活資材を共同で摂取できる権利
 - ※2 御料林 皇室で管理していた森林
 - ※3 恩賜県有林 皇室により県に下賜された森林
 - ※4 部分林(分収契約林) 私有地又は町村有地に地上権を設定し、水道局で管理していた森林



2 水源林管理(経営)計画の変遷

2 水源林管理(経営)計画の変遷

計画区分	年度別区分	管理(経営)計画の概要
第1次	明治43年~大正9年 (1910~1920)	経営面積18,750町歩 (18,595ha) のうち、施業地を15,000町歩 (14,876ha) とした。最初の10年間で無立木地の5,000町歩 (4,959ha) に造林し、次の20年間で天然林10,000町歩 (9,917ha) を伐採して造林し人工林に変え、合わせて30年間で15,000町歩 (14,876ha) の地域をスギ・ヒノキ・カラマツ等を主体に造林することを基本方針とした。
第2次	大正10年~昭和7年 (1921~1932)	経営面積を16,205町歩 (16,071ha)、施業地は8,107町歩 (8,040ha) に縮小した。無立木地等への植栽を優先し、その後、立木地への更新を毎年約70町歩 (69ha) ずつ65年間実施することとした。また、他の施業制限地域に対しては、収穫を予定せず保護育成を図ることとした。
第3次	昭和8年~昭和22年 (1933~1947)	経営面積20,777haの70%を占める天然林は、水源かん養林として有効な混交多層の鬱蒼(うっそう)とした森林に誘導するため、低率の抜き伐りを30年周期で繰り返すこととした。また、天然林の人工林化は小面積にとどめ、分散させることとした。戦時中、水源林の経営は、一時、経済局に移管された。
第4次	昭和23年~昭和30年 (1948~1955)	昭和21年4月水源林は再び水道局の所管となり、戦時中放置されていた人工林は保育作業に重点を置き、過伐跡地への植栽を推進した。 なお、木材の需給調整上、一部の森林について伐採・収穫し、翌年植栽する方針をとった。
第5次	昭和31年~昭和40年 (1956~1965)	国の林業政策により、経済性の低い広葉樹を経済性に優れた針葉樹に切り替える拡大造林策をとった。
第6次	昭和41年~昭和50年 (1966~1975)	水源かん養機能の発揮と自然保護に配慮しつつ、前計画に引き続き拡大造林計画を踏襲した。46年以降は天然林保護の時代的要請を受けて、計画の一部を修正し、天然林の伐採を中止するとともに、人工林の伐採についても漸減させることにした。
第7次	昭和51年~昭和60年 (1976~1985)	前計画の経営方針をほぼ引き継いでいるが、木材の収穫を「副次的なもの」と規定し、それまでの木材収穫に傾斜しがちな姿勢からの脱却を図った。また、自然環境保全への配慮をより重視し、禁伐扱いの保護地を全天然林を含む15,400haに拡大指定し、さらに施業地内に長伐期の区域1,500haを新たに設けた。
第8次	昭和61年~平成7年 (1986~1995)	経営方針は前計画を引き継ぎ、公益的機能の発揮をより重視・明確化するため、人工林を「将来天然林に戻す森林」及び「副次的に木材収穫を継続する森林」に区分した。木材収穫を継続する人工林における更新方法も、崩壊防止の観点から従来の皆伐更新を非皆伐更新に変更し、さらに、広葉樹の導入を図ることで、森林土壌の劣化防止及び流出防止を図ることとした。このため、人工林において理想とする森林像を、天然林に近い針広混交の複層林と定めた。
第9次	平成8年~平成17年 (1996~ 2005)	前計画の経営方針を引き継ぎ、長年続いた林業的経営を中心とした施策からの脱却をさらに明確にするため、人工林の区分において、副次的に木材収穫を図る森林を限定するとともに、将来的に天然林に戻す森林を明確に区分した。また、「水源地ふれあい事業」を核とした水源地啓発事業や、近自然工法の推進などより環境に配慮した事業を計画した。このため、「経営計画」から「管理計画」に名称変更した。
第10次	平成18年~平成27年 (2006~2015)	前計画の管理方針を引き継ぐとともに、新たに懸案となった二ホンジカによる森林被害への対策事業を計画した。 また、かけがえのない森づくりの重要性を多くの人々と共有するための交流・連携事業や地球環境の保全も視野に入れた環境対策事業を新たに計画した。

(注) 年度別区分は「水道水源林100年史」(平成14年発行) による。

森林資源総括表 影

林・天然林の現況

人工林・天然林の現況は、表1から表5までのとおりである。

面積ha、蓄積㎡) (単位

TV.	∓ ‡ ₩	*	#		奥多摩町	小菅村	इक्प	丹波山村	山村	甲州市	中	⟨0	+==
	€			回	= 章	回積	*************************************	面積	基	画	基	回	華
		#	統	林 816.34	297,287	199.68	68,168	238.68	82,602	43.36	12,214	1,298.06	460,271
		兴	₩	216.30	61,480	20.00	6,823	44.71	13,353	405.18	100,076	686.19	181,732
	複 層 林 更新型森林	極	下植栽林 I	I 38.07	10,593	16.63	3,891	110.98	26,613	182.40	40,680	348.08	81,777
_		極	下植栽林工	П 3.70	1,167	21.37	5,107	26.40	5,637	257.27	62,891	308.74	74,802
< H		÷		≣† 1,074.41	370,527	257.68	83,989	420.77	128,205	888.21	215,861	2,641.07	798,582
1 :		珊	統	580.11	172,299	106.82	31,842	300.80	71,915	844.41	143,021	1,832.14	419,077
₩	**************************************	兴	*	林 467.20	153,242	54.91	22,187	282.77	76,228	255.85	72,344	1,060.73	324,001
	誘導型森材	極	下植栽林	I 106.11	32,954	19.04	3,237	88.11	20,809	371.43	126,562	584.69	183,562
		÷	,,,10	≣† 1,153.42	358,495	180.77	57,266	671.68	168,952	1,471.69	341,927	3,477.56	926,640
		11110		2,227.83	729,022	438.45	141,255	1,092.45	297,157	2,359.90	557,788	6,118.63	1,725,222
	K	然林		6,075.52	068'006	1,181.70	212,577	5,759.78	870,925	2,998.32	421,566	16,015.32	2,405,958
	<□	訕		8,303.35	1,629,912	1,620.15	353,832	6,852.23	1,168,082	5,358.22	979,354	22,133.95	4,131,180
	除	和		214.14	_	36.42	_	142.30	-	249.46	I	642.32	I
	総	1110		8,517.49	1,629,912	1,656.57	353,832	6,994.53	1,168,082	5,607.68	979,354	22,776.27	4,131,180

平成27年4月1日現在 (洪

植栽後60年以上経た植栽木を1ha当たり300本程度残して伐採し、生まれた空間に次世代の苗木を植栽した森林河川敷、崩痿地、貸地、道路敷、防火線敷等 樹下植栽林 I 植栽後25年以下の若い植栽木のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に苗木を植栽した森林樹下植栽林 I 植栽後60年以上経た植栽木を1ha当たり300本程度残して伐採し、生まれた空間に次世代の3除 地 河川敷、崩壊地、貸地、道路敷、防火線敷等 0 0 4

料編



表2 市町村別・樹種別蓄積表

				-	-	(単位	立 蓄積㎡、割合%)
X X	極	種	奥多摩 町	小菅村	丹波山村	中州中	1110
	`	蓄積	369,190	73,503	137,821	211,568	792,082
	٦ /	●	22.7	20.8	11.8	21.6	19.2
		本	252,817	29,718	28,452	2,742	313,729
	+	電	15.5	8.4	2.4	0.3	7.6
	۱		98,400	31,316	118,666	310,050	558,432
	الا الا	電	6.0	8.9	10.2	31.7	13.5
	1	本	2,673	4,838	10,001	20,629	38,141
H	T II	電	0.2	4.1	6.0	2.1	6.0
≢ ⊣ ≺	3	離	3,208	1,880	686	10,240	16,317
	× ∴	電	0.2	0.5	0.1	1.0	0.4
	€	本	2,734	0	1,174	2,484	6,392
		圖	0.2	0.0	0.1	0.3	0.2
	(本	0	0	54	75	129
	マート	電	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1	本	729,022	141,255	297,157	557,788	1,725,222
	10	電	44.7	39.9	25.4	57.0	41.8
	# #	蓄積	068'006	212,577	870,925	421,566	2,405,958
₩	以 米 匈 吧	割	55.3	60.1	74.6	43.0	58.2
4	1 ::	蓄	1,629,912	353,832	1,168,082	979,354	4,131,180
0	IO	鲁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20世出 (北)	平成07年1日1日1日2日						

(注) 平成27年4月1日現在

(単位 面積ha、割合%)

齢級階別・樹種別面積総括表(人工林) 煮3

	介2 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27														i	₩ 40	۸r
林	樹種	-	5	က	4	2	9		∞	ი	10	11	12	13以上	1110	林種	中体
	L	1.58	I	Ι	Ι	_	Ι	45.01	146.08	196.54	218.85	177.80	95.25	343.84	1,224.95	39.1	20.0
	H H	I	I	I	I	ı	I	0.44	1.93	14.56	41.19	116.44	134.04	161.81	470.41	15.0	7.7
単純林	シャ ロ カ	Ι	I	Ι	Ι	I	Ι	I	30.36	116.89	291.16	410.20	118.05	365.24	1,331.90	42.6	21.8
	みのも	I	I	I	I	I	I	9.03	5.84	8.01	11.46	44.66	18.36	5.58	102.94	3.3	1.7
	11110	1.58	I	Ι	Ι	I	Ι	54.48	184.21	336.00	562.66	749.10	365.70	876.47	3,130.20	100.0	51.2
	トノキ・スギ	Ι	I	Ι	I	12.02	28.07	17.73	1.56	6.81	99.0	15.70	7.84	169.41	259.80	14.9	4.3
	ヒノキ・カラマツ	I	I	I	I	I	28.32	79.55	102.07	166.00	179.34	10.33	21.11	455.98	1,042.70	29.7	17.0
	スギ・カラマツ	I	1	I	I	I	I	I	I	I	1.98	0.30	4.89	I	7.17	0.4	0.1
温交林	カラマツ・モミ類	I	I	I	I	I	I	14.58	I	5.60	39.07	41.44	11.01	58.33	170.03	9.7	2.8
	ヒノキ・スギ・カラマツ	I	I	I	I	I	Ι	I	I	I	1.22	I	0.44	40.04	41.70	2.4	0.7
	み の 街	I	I	I	I	1	I	8.90	I	I	I	2.02	1	214.60	225.52	12.9	3.7
	11110	Ι	I	Ι	I	12.02	56.39	120.76	103.63	178.41	222.27	69.79	45.29	938.36	1,746.92	100.0	28.6
	カラマツ・ヒノキ	_	I	Ι	I	9.13	31.17	74.32	177.53	73.65	2.07	I	Ι	261.80	629.67	67.5	10.3
- - -	カラマツ・モミ類	_	I	Ι	10.17	I	4.73	31.44	35.62	3.44	06.0	3.69	I	Ι	89.99	9.7	1.4
三 三 三	そ の 毎	_	1	11.23	11.24	Ι	3.76	6.98	14.07	7.20	23.77	3.91	0.25	130.70	213.11	22.8	3.5
	+10	_	_	11.23	21.41	9.13	39.66	112.74	227.22	84.29	26.74	7.60	0.25	392.50	932.77	100.0	15.2
	トノキ・トノキ	-	I	15.96	1	5.57	4.61	8.23	1.50	I	ı	I	1	I	35.87	11.6	9.0
	ヒノキ・カラマツ・ヒノキ	2.59	5.95	10.85	1.98	I	21.78	I	I	I	1	I	I	1	43.15	14.0	0.7
極下口	カラマツ・ヒノキ・ヒノキ	20.44	19.14	51.11	47.18	51.24	29.56	I	2.48	I	I	I	I	I	221.15	71.6	3.6
	そ の 毎	7.28	1	0.83	Ι	Ι	0.46	I	Ι	I	Ι	I	I	I	8.57	2.8	0.1
	+10	30.31	25.09	78.75	49.16	56.81	56.41	8.23	3.98	Ι	_	Ι	Ι	_	308.74	100.0	5.0
	40	31.89	25.09	86.68	70.57	77.96	152.46	296.21	519.04	598.70	811.67	826.49	411.24	411.24 2,207.33 6,118.63	6,118.63	Ι	- 100.0

平成27年4月1日現在 (洪)

樹下1 樹下植栽林1のことで、植栽後25年以下の若い植栽林のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に苗木を植栽した森林

齡級階別・樹種別面積表 表4

一複層林更新型森林一

						Ì		Ī				Ī	Ī		(単位 面	面積ha、隻	割合%)
齡級階		+	c	c	_	ц	ď	7	α	σ	Ç	,	10	12N F	1111	₩	⟨□
		-	V	2	t	כ	D	_	0	D.	2	=	7		10	林種	全本
+		ı	I	I	I	I	J	I	24.71	11.56	22.36	37.97	7.61	149.49	253.70	13.8	7.3
+	5.1	I	I	I	I	I	I	0.20	0.50	I	8.78	24.08	35.35	86.05	154.96	8.5	4.4
シャ ト	_	ı	I	I	I	I	I	I	30.36	116.89	287.63	402.37	118.05	365.24	1320.54	72.1	38.0
9	割	ı	ı	I	I	I	I	9.03	5.84	8.01	11.46	44.66	18.36	5.58	102.94	5.6	3.0
1110		ı	I	I	ı	I	J	9.23	61.41	136.46	330.23	509.08	179.37	606.36	1,832.14	100.0	52.7
/ +· 7 :	#	ı	I	I	I	I	I	I	I	3.69	0.66	5.38	7.84	114.17	131.74	12.4	3.8
/キ・カラマ	3	I	I	I	I	I	5.78	15.95	9.76	14.47	30.61	7.49	9.31	402.30	495.67	46.7	14.2
ギ・カラマ	>	ı	ı	I	I	I	I	I	I	I	1.98	0.30	I	I	2.28	0.2	0.1
ラマツ・モミ	黨	I	I	I	I	I	I	14.58	I	5.60	39.07	41.44	11.01	58.33	170.03	16.1	4.9
ヒノキ・スギ・カラマツ	3	ı	I	I	I	I	I	I	I	I	1.22	I	0.44	39.66	41.32	3.9	1.2
0	割	I	I	I	I	I	I	3.07	I	I	I	2.02	I	214.60	219.69	20.7	6.3
11110		ı	ı	I	ı	I	5.78	33.60	9.76	23.76	73.54	56.63	28.60	829.06	1,060.73	100.0	30.5
ラマツ・ヒノ	#	1	ı	I	ı	2.35	6.39	11.29	33.65	15.03	2.07	I	I	246.81	317.59	54.3	9.1
ラマツ・モミ	類	ı	I	I	10.17	I	4.73	31.44	35.62	3.44	06.0	3.69	I	I	89.99	15.4	2.6
6	争	ı	I	11.23	11.24	I	3.76	5.72	9.52	3.38	18.27	3.91	0.25	109.83	177.11	30.3	5.1
ሔ		ı	I	11.23	21.41	2.35	14.88	48.45	78.79	21.85	21.24	7.60	0.25	356.64	584.69	100.0	16.8
盐		1	ı	11.23	21.41	2.35	20.66	91.28	149.96	182.07	425.01	573.31	208.22	1,792.06	3,477.56	I	100.0
市長07年7日4		口調本															

(注) 1 平成27年4月1日現在

樹下1 樹下植栽林1のことで、植栽後25年以下の若い植栽林のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に苗木を植栽した森林 0 0 4

樹下植栽林Iのことで、植栽後60年以上経た植栽木を1ha当たり300本程度残して伐採し、生まれた空間に次世代の苗木を植栽した森林 林齢を5年ごとに一つにまとめた単位で、1齢級は林齢1~5年、2齢級は同6~10年、…13齢級以上は同61年以上を指す。 樹下口 輪級階



(単位 面積ha、割合%)

齡級階別・樹種別面積表 **米**5

一天然林誘導型森林一

			_			_			_											_
⟨0	全体	36.8	11.9	0.4	49.1	4.9	20.7	0.2	0.0	0.2	26.0	11.8	1.4	13.2	1.4	1.6	8.4	0.3	11.7	100.0
₩	林種	74.8	24.3	0.9	100.0	18.7	79.7	0.7	0.1	0.8	100.0	89.7	10.3	100.0	11.6	14.0	71.6	2.8	100.0	I
1		971.25	315.45	11.36	1,298.06	128.06	547.03	4.89	0.38	5.83	686.19	312.08	36.00	348.08	35.87	43.15	221.15	8.57	308.74	2,641.07
2	コス以上	194.35	75.76	I	270.11	55.24	53.68	I	0.38	I	109.30	14.99	20.87	35.86	I	I	I	I	I	415.27
C	Ŋ	87.64	98.69	I	186.33	I	11.80	4.89	I	I	16.69	I	I	I	I	I	I	I	I	203.05
7		139.83	92.36	7.83	240.02	10.32	2.84	I	I	1	13.16	I	I	I	I	I	I	I	ı	253.18
0	<u> </u>	196.49	32.41	3.53	232.43	I	148.73	I	I	I	148.73	I	5.50	5.50	I	I	I	I	I	386.66
C	מ	184.98	14.56	I	199.54	3.12	151.53	I	I	I	154.65	58.62	3.82	62.44	I	I	I	I	I	416.63
c	D O	121.37	1.43	I	122.80	1.56	92.31	I	I	I	93.87	143.88	4.55	148.43	1.50	I	2.48	I	3.98	369.08
1	,	45.01	0.24	I	45.25	17.73	63.60	I	I	5.83	87.16	63.03	1.26	64.29	8.23	I	I	I	8.23	204.93
C	٥	I	I	I	I	28.07	22.54	I	I	I	50.61	24.78	I	24.78	4.61	21.78	29.56	0.46	56.41	131.80
Ĺ	Ω	I	I	I	I	12.02	I	I	I	I	12.02	6.78	I	6.78	5.57	I	51.24	I	56.81	75.61
	4	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	1.98	47.18	I	49.16	49.16
c	ກ	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	15.96	10.85	51.11	0.83	78.75	78.75
c	N	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	5.95	19.14	I	25.09	25.09
7	_	1.58	I	I	1.58	I	I	I	I	I	I	ı	I	Ι	Ι	2.59	20.44	7.28	30.31	31.89
	樹種	ГГ +	#	カラマッ	11110	トノ キ・ス 非	ヒノキ・カラマツ	スギ・カラマツ	ヒノキ・スギ・カラマツ	そ の 街	1110	カラマツ・ヒノキ	そ の 街	11110	ヒノキ・ヒノキ	ヒノキ・カラマツ・ヒノキ	カラマツ・ヒノキ・ヒノキ	そ の 他	11110	# 40
	₩		‡ **					# * !!	¥ X ¥				韓下 I				樹下口			

(注) 1 平成27年4月1日現在

樹下1 樹下植栽林1のことで、植栽後25年以下の若い植栽林のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に苗木を植栽した森林



4 保育の標準

森林保全作業における保育の実行については、表6を標準とする。ただし、保育効果を十分に発揮させるため、それぞれの森林の成長状況に応じて実施する。

表6 保育実行標準表

		複	層林更	新型森	林		天	然 林 誘	導 型 森	林
林	単純	林	混多	と林	樹下植栽 I	樹下植栽Ⅱ	単糸	屯 林	樹下植栽 I	その他
齢	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ カラマツ	ヒノキ スギ他	上木 カラマツ他 下木 ヒノキ他	上木 ヒノキ他 下木 ヒノキ	ヒノキ	カラマツ	全樹種	全樹種
	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
1	植 下1	植 下1	植 下1	植 下1	植 下1	植 下1	植 下1	植 下1	植 下1	植 下1
2	補 下2	補 下2	補 下2	補 下2	補 下2	補 下2	補 下2	補 下2	補 下2	補 下2
3	下3	下3	下3	下3	下3	下3	下3	下3	下3	下3
4	下4	下4	下4	下4	下4	下4	下4	下4	下4	下4
5	下6	下5	下5	下5	下5	下5	下5	下5	下5	下5
6	下6	下7	下6	下6	下6	下6	下6		下6	下6
7	下7	下7	下7	下7		下7	下7			下7
8	+0.4	40.4	+	+0.4	+0.4					
9	根1	根1	根1	根1	根1					
10	根2	根2	根2	根2	間1	根 1				
12	恨乙	間1	饭乙	11尺 乙	[B] I	位又「	間1	間1		
13				間1			lej l	le) I		
14	間1			101	間2				間1	
15	101		間1		미미				10) 1	
16		間2 枝1) ·				間2	間2		
17		ISC IX		間2			10.2	180		
18				1-3-2	間3 枝1					間1
19	間2 枝1	間3	間2 枝1			間1 枝1			間2	, , ,
20							間3	間3		
21				間3 枝1						
22										
23					間4					
24	間3	間4 枝2	間3			間2	間4	間4	間3	間2
25				間4						
26										
27					00 = 11 0			88.5		
28	55.4				間5 枝2	55.6	88.5	間5	00.4	
29	間4 枝2	88 C	88 A ++ O	88 5 ++ 0		間3 枝2	間5		間4	EE O
30		間5	間4 枝2	間5 枝2						間3
31 32										
33										
34	間5	枝3			間6			間6	間5	
35	123 0	12.0			[3]			193 0	1030	
36										
37	枝3		間5							間4
38						間4				
39										
40										
41							間6		間6	
42			枝3	枝3	枝3	枝3	101 0		10) 0	
43			·IX U	12.0	12.0	12.0				
										88 C
44										間5
45			T ≠ ++±∧ 1 / 1							



² 地…地ごしらえ 植…植栽 補…補植 下…下刈 根…根払 間…間伐 枝…枝打



水源林に係る規制のうち、主なものは森林法による保安林、自然公園法による特別地域、鳥 獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区特別保護地区である。 これらの内容及び対象面積は、表7、8のとおりである。

表フ 規制内容

	保安林	
水源かん養	土砂流出防備	保健
1 主伐に係るもの	1 主伐に係るもの	1 主伐に係るもの
(1) 原則として、伐採種を定めない。	(1) 原則として、択伐	(1) 原則として、択伐
(2) 皆伐することができる 1 か所当たり	伐採すれば、著しく土砂が流出する	伐採すれば、その伐採跡地における
の面積の限度は、20haとする。	おそれがあると認められる森林にあっ	成林が著しく困難になるおそれがある
(3) 年度ごとに皆伐できる面積の総量は	ては、禁伐	と認められる森林にあっては、禁伐
2、6、9及び12の各月に公表される	地盤が比較的安定している森林に	地域の景観の維持を主たる目的とす
数値を限度とする。	あっては、伐採種を定めない。	る森林のうち、主要な利用施設又は眺
	(2) 皆伐することができる 1 か所当たり	望点からの視界外にあるものにあって
	の面積の限度は、10haとする。	は、伐採種を定めない。
	(3) 年度ごとに皆伐できる面積の総量は	(2) 皆伐することができる 1 か所当たり
	2、6、9及び12の各月に公表される	の面積の限度は、10haとする。
	数値を限度とする。	(3) 年度ごとに皆伐できる面積の総量は
		2、6、9及び12の各月に公表される
		数値を限度とする。

2 間伐に係るもの

保安林の所在ごとに定められた伐採限度(年度当初の立木材積の3.5/10)を超えず、かつ、おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の 8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

3 植栽に係るもの

植栽は、伐採年度後2年以内に行うこととし、満1年以上の苗木を次に掲げる針葉樹類については、2,200本/ha以上、広葉樹類に ついては、2,400本/ha以上植栽するものとする。

- ・スギ、ヒノキ、カラマツ又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ当該森林において的確な更新が可能である高木性の針葉樹
- ナラ・クリ・サクラ又は当該地域で的確な更新が可能である高木性の広葉樹
- ※ 一部広葉樹類が認められていない区域もある。

	国 立 公 園 特 別 地 域	
第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域
1 原則として、禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐ができる。 2 伐期齢は、標準伐期齢に10年以上を加えたものとする。 3 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。	1 原則として、択伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐することができる。 2 公園計画に基づく施設の周辺は、原則として、単木択伐による。 3 択伐率は、現在蓄積の30%以内、萌芽による広葉樹は60%以内とする。 4 皆伐による1伐区の大きさは、2ha以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は主要公園利用点から望見されない場合は、伐区の面積を増大することができる。 5 皆伐による伐区は、更新後5年以上経過しなければ、連続して設定することはできない。	全般的な風致の維持を考慮して施業を実

鳥獣保護区特別保護地区

特別保護地区において木竹を伐採する行為は、都知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、都知事の定める鳥獣の保護に 支障がないと認められる行為(単木択伐、木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐)については、この 限りではない。

料

編



規制対象面積表 **米**8

麻				*						H \\				(年位	画備ha、 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	3、割合%) 農業保護区
区管理面積 (保健) 土砂 計 割 以	(保健) 土砂 計	## T	刪		保以	林 外	特別保護		特別地域			# # #	ī	4	公区国	4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
⟨0	流出防備	<u>I</u>	⟨0				地区	第1種	第2種	第3種	小哥十	百姓心場	10			保護地区
(1,004.21)	(1,004.21)			(12)												
	7,885.14 63.15 7,948.29 93	7,948.29 93	7,948.29 93			569.20	72.04	72.04 2,425.37	1,631.43 3,536.64	3,536.64	7,593.44	852.01	8,517.49	100	'	1,173.41
都 (1,004.21) (12)	(1,004.21)			(12)												
8517.49 7,885.14 63.15 7,948.29 93 8	7,885.14 63.15 7,948.29 93	7,948.29 93	7,948.29 93		47	569.20	72.04	72.04 2,425.37	1,631.43	3,536.64	7,593.44	852.01	8,517.49	100		1,173.41
村 1656.57 1,571.83 39.82 1,611.65 97	1,571.83 39.82 1,611.65	1,611.65	1,611.65	97		44.92	•	166.14	150.22	798.64	1,115.00	111.09	1,226.09	74	430.48	•
丹波山村 6994.53 6,758.89 135.19 6,894.08 99 1	6,758.89 135.19 6,894.08 99	6,894.08	6,894.08			100.45	313.55	1,371.02	2,767.07	1,897.03	6,035.12	645.86	6,994.53	100	'	•
(7) (399.11) (7)	(399.11)			(7)												
5607.68 5,464.18 61.90 5,526.08 99	5,464.18 61.90 5,526.08 99	5,526.08 99	5,526.08 99			81.60	237.14	365.31	1,516.38	1,165.21	3,046.90	3,046.90 2,323.64	5,607.68	100		•
県 (399.11) (3)) (399.11)			(6)												
14,258.78 13,794.90 236.91 14,031.81 98 2	13,794.90 236.91 14,031.81 98	14,031.81	14,031.81	-		226.97	550.69	550.69 1,902.47	4,433.67	3,860.88	10,197.02 3,080.59	3,080.59	13,828.30	97	430.48	'
(1,403.32) (1,403.32) (6)	(1,403.32)			(9)												
22,776.27 21,680.04 300.06 21,980.10 97	21,680.04 300.06 21,980.10 97	21,980.10	21,980.10			796.17	622.73	4,327.84	6,065.10	7,397.52	17,790.46	3,932.60	22,345.79	86	430.48	430.48 1,173.41
□ 100.0 95.2 1.3 96.5 -	95.2 1.3 96.5	96.5	96.5	1		3.5	2.7	19.0	26.6	32.5	78.1	17.3	98.1	'	1.9	5.2
					ı											

(洪

平成27年4月1日現在 保安林欄の (保健) は、水源かん養と保健兼種指定で、内数

6 森林諸施設

水源林の管理を行う上での歩道及び防火線の現況は、表9及び表10のとおりである。

表9 歩道現況表

(単位 延長m、面積ha)

分		区	歩道延長	管理面積	1 ha当たり 歩道延長	路線数
奥	多摩	⊞Ţ	323,493	8,517.49	38	92
小	菅	村	101,742	1,656.57	61	42
丹	波山	村	168,459	6,994.53	24	50
甲	州	市	191,427	5,607.68	34	81
合		計	785,121	22,776.27	34	265

⁽注) 平成27年4月1日現在

表10 防火線現況表

(単位 延長m、面積ha)

分		区	路線番号	防火線名	延長	面 積
			1	水久保・天神山	5,649	5.90
			2	小 中 沢	4,364	5.38
奥	多摩	⊞T	3	水根沢・都県境	7,440	9.45
奥	多	ωυ	4	棚 沢	3,823	3.84
			5	川乗	4,853	6.09
			計	(5路線)	26,129	30.66
//\	菅	村	1	大菩薩・石丸峠	941	0.70
7,	8	ተ ህ	計	(1路線)	941	0.70
丹	波山	村	1	雲取・七ツ石	5,548	11.99
73	/IX Ш	ጥህ	計	(1路線)	5,548	11.99
			1	将 監	926	1.85
			2	笠取	1,310	1.31
			3	鳥 小 屋	400	0.40
甲	州	市	4	犬切	3,803	7.57
			5	藤の木頭・白沢峠	5,006	8.36
			6	板 橋	2,371	5.48
			≣†	(6路線)	13,816	24.97
		合	計	(13路線)	46,434	68.32

⁽注) 平成27年4月1日現在



7 森林管理基盤の現況

当局が管理する森林管理基盤は、表11及び表12のとおりである。

表11 管理林道現況表

(単位 m)

路	線	名		場	所		幅員	延長	施工年度	備考
В		原	奥	多	序	E OT	3.5 ~ 4.0	7,908	S.21 ~ S.48	
小	Ш	谷			//		4.0	6,282	S.29 ~ S.41	
犬		麦			//		3.6	1,688	S.42 ~ S.46	
孫	惣	谷			//		3.5	4,240	S.36 ~ S.38	
小		嚊	小		菅	村	3.5~3.6	3,375	S.29 ~ S.47	
後		Е	丹	波	Ц	」 村	3.5	6,384	S.17 ~ S.34	
塩		沢			//		3.5	540	S.26	
泉	水横	Ħ	丹》	波山村	寸 ~ !	甲州市	3.5 ~ 4.0	14,479	(S.28 ~ H.12)	
	(泉水	谷)	(丹	波山村	ह्य	月州市)	(3.5)	(6,875)	(S.28 ~ S.36)	平成12年に泉水谷線、泉水 中段線、横手山線がつなが
	(泉水中	(中段) (甲州市)		市)	(4.0)	(3,441)	(H. 1 ~ H.12)	中段線、横手山線がつなが り泉水横手山線と改称した。		
	(横手	(日	(//)	(4.0)	(4,163)	(S.49 ~ S.63)	
_	1	瀬			//		3.6~4.0	12,338	S.34 ~ S.56	
大	ダ	ル			//		4.0	13,504	S.57 ~ H.25	
笠		取			//		3.5	3,730	S.26 ~ S.28	
Ш	椒	沢			//		3.6	1,276	S.44	
	計			1:	2路線			75,744		

(注) 平成27年4月1日現在



資料編

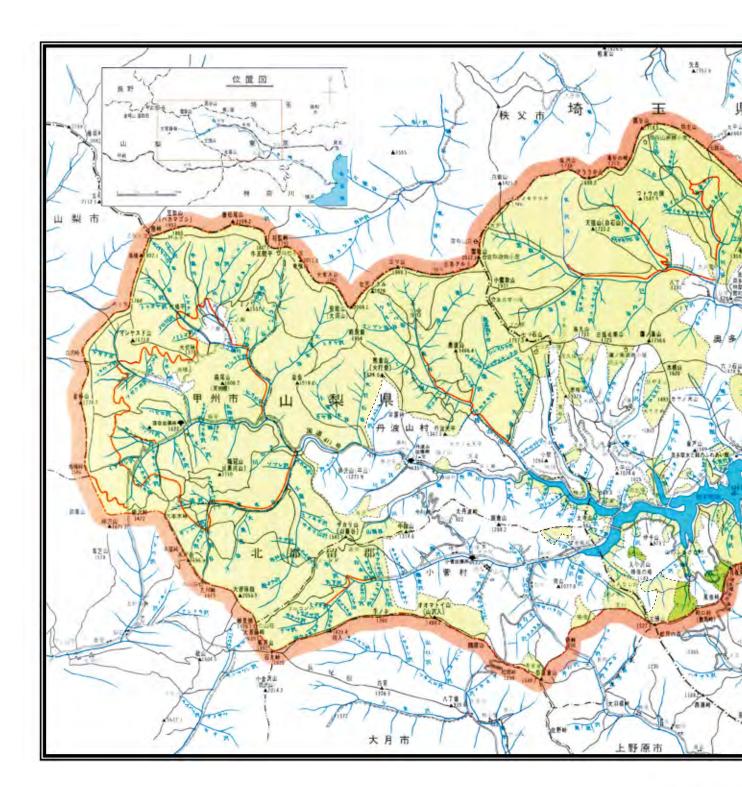
表12 森林管理単軌道現況表

路線名	所 在 地	完成年月	レール敷設延長	平均勾配	最大勾配	起点標高~終点標高 (標高差)	片道 所要時間
茂久保線	奥多摩町	平成12年11月	2,400m	18度	39度	880m~ 1,640m (760m)	約1時間
がるう 賀郎線	奥多摩町	平成15年3月	2,460m	17度	36度	780m~ 1,540m (760m)	約1時間
まごそだに 孫惣谷線	奥多摩町	平成20年1月	1,780m	15度	39度	1,150m ~ 1,630m (480m)	約45分
水久保線	奥多摩町	平成21年3月	1,900m	15度	40度	560m ~ 1,060m (500m)	約50分
追分線	小菅村	平成13年12月	1,450m	17度	39度	880m~ 1,330m (450m)	約40分
ひなたずれ	小菅村	平成22年7月	1,200m	21度	38度	1,070m ~ 1,500m (430m)	約30分
きゅう ない	小菅村	平成24年3月	1,560m	20度	38度	870m~ 1,390m (520m)	約40分
かうちいしだに 火打石谷線	丹波山村	平成8年3月	1,450m	20度	40度	690m~ 1,190m (500m)	約40分
***	丹波山村	平成14年3月	3,450m	14度	37度	680m~ 1,570m (890m)	約1時間 30分
*************************************	丹波山村	平成16年1月	1,360m	21度	41度	850m~ 1,385m (535m)	約35分
まくうしろやま 奥後山線	丹波山村	平成23年3月	1,520m	28度	41度	890m~ 1,470m (580m)	約40分

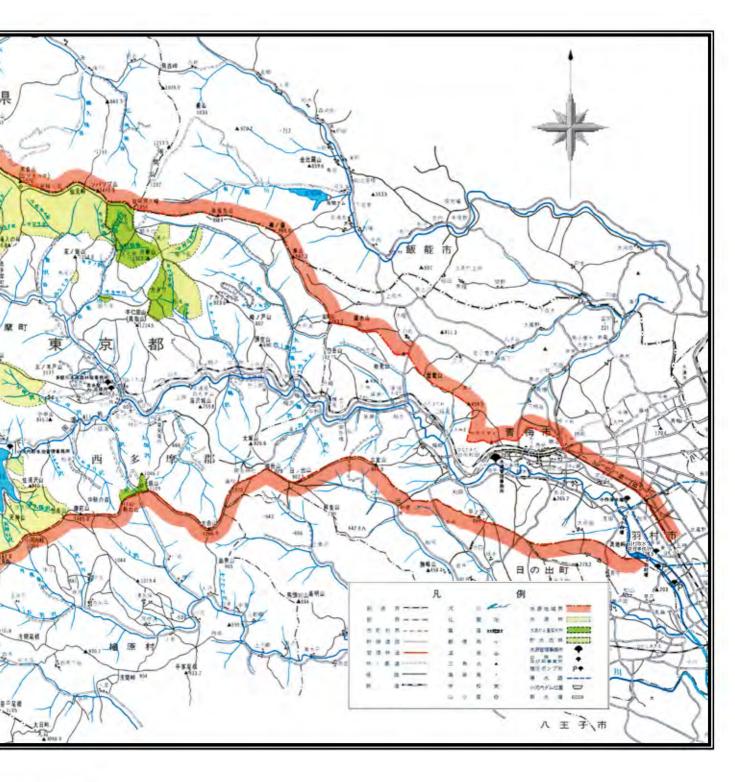
⁽注) 1 平成27年4月1日現在

² 火打石谷線は、平成25年度に購入した民有林内に設置されていた単軌道を無償で譲り受けた物である。

東京都水道ス



水源林位置図



1 1 2 2

第11次 水道水源林管理計画

平成28年6月発行

編 集·発 行 東京都水道局水源管理事務所

事務所 〒198—0088 東京都青梅市裏宿町600番地

電話 0428-21-3897 FAX 0428-21-5034

印 刷 株式会社能登浦

電話 03-5646-1033

平成28年度 規格表第4類 登録71号

